

調布市総合計画

ともに生き
ともに創る
彩りのまち調布



ちょうふ みらい
調布 × 未来 CHOFUTURE

調布市基本計画

令和5(2023)年度～令和8(2026)年度

令和5年3月
調布市

ともに生き ともに創る 彩りのまちを目指して

調布市は、まちの将来像やまちづくりの基本理念、基本目標を掲げる調布市基本構想と、基本構想を具現化するための施策や主要事業等を一体的に示す調布市基本計画で構成する調布市総合計画に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを推進しています。

令和5（2023）年度からは、新たな総合計画に基づく市政がスタートします。

平成25年度から令和4年度までの第5次総合計画期間においては、とりわけ、平成24年8月の京王線地下化の実現と連動した中心市街地における南北一体の都市基盤整備をはじめ、調布のまちの骨格づくりを着実に進めてきました。

こうしたまちづくりの成果を重ねてきた中、新たな総合計画の計画期間においては、調布駅前広場や鉄道敷地整備が最終段階を迎え、これまでの中心市街地における諸事業の成果が実を結び大きな節目を迎えることとなります。

また、この間、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として創出した有形・無形のレガシーの継承・発展に向け、多様な主体と連携しながら、ソフト・ハード両面での取組を展開してきました。

加えて、令和元年台風第19号の際には、多くの市民が避難を余儀なくされ、一部地域では浸水による被害が発生しました。このことを教訓に、更なる防災・減災対策の推進や災害対応能力の向上を図るべく、ソフト・ハード両面からの対策を進めて参りました。

また、令和2年から国内で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、市民生活や地域経済にも大きな影響を及ぼし、市は、感染症の拡大防止をはじめ、市民生活及び地域経済支援への継続的な取組を重ねて参りました。

他方、環境分野において市は、地球温暖化防止に対する市民の関心の高まりなどを踏まえ、令和3年4月に市議会と共に、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。

このような市政を取り巻く状況を的確に捉えながら、2030年代の中長期的な将来を展望しつつ、基本構想に掲げたまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向けて、未来へつなげる計画的なまちづくりを進めていくため、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの今後の4年間を計画期間とする基本計画を策定しました。

策定に当たっては、引き続き、経済的な困窮や心身の障害のほか、社会とのつながりの希薄化、自身の性に関する生きづらさなどを感じている市民に寄り添いながら、必要な支援を行き届かせることで、生活に安心感をもたらし、市民が地域のぬくもりや、やさしさを感じられる取組を推進することに留意いたしました。

基本構想及び基本計画の策定に当たり、調布市基本構想策定推進市民会議をはじめ、総合計画策定推進委員及び総合計画策定産学官連携会議、市議会並びにタウンミーティングやパブリック・コメント手続に御参加いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

市民の皆様、市議会の皆様と一体となり、「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」の実現に向けたまちづくりを進めていくべく、全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

令和5年3月
調布市長 長友貴樹

調布市総合計画の全体概要



調布市総合計画の全体概要

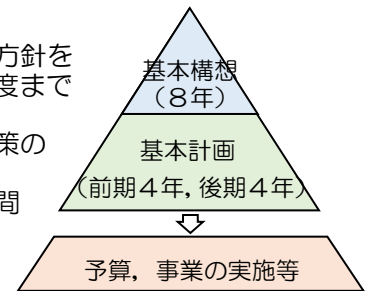
調布市総合計画の構成

■総合計画の構成

「基本構想」は、調布市が目指すべき将来都市像と、それを実現するための基本方針を示したものです。計画期間は令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間です。令和4年12月20日に、市議会の議決を経て策定しました。

「基本計画」は、基本構想に即して、その基本方針を具現化するための主要な施策の体系や各施策における主要な事業及び行政改革の取組を一体的に示すものです。

基本計画の計画期間は、市長任期との連動性を考慮し、前期・後期それぞれ4年間としています。前期の基本計画期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とします。



調布市基本構想(令和5(2023)年度～令和12(2030)年度)

策定に当たって

策定の背景, 策定の意義・目的, まちづくりの潮流と課題

まちづくりの基本理念

個の尊重

共生の充実

自治の発展

まちの将来像

ともに生き ともに創る 彩りのまち調布

まちづくりの基本目標と分野別の将来像

基本目標1 安全に安心して住み続けられるために

- 日頃から災害に備え、互いに助け合うまち 【防災】
- みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち 【防犯】

基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

- みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち 【子育て支援】
- 子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち 【学校教育】
- 子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち 【子ども・若者】

基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために

- みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち 【福祉】
- 自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち 【健康づくり】

基本目標4 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために

- 多世代が生涯を通して学び合う、心豊かになれるまち 【生涯学習】
- 生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、生き生きと過ごせるまち 【スポーツ・レクリエーション】

基本目標5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために

- 多様性を認め合い、人と人とのつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまち 【共生社会】
- 戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち 【平和】

基本目標6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために

- 誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち 【産業（創業支援・地域経済）】
- 調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち 【観光】
- 郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち 【芸術・歴史文化】

基本目標7 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために

- 地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち 【市街地整備】
- 誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち 【交通環境・道路整備】

基本目標8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

- 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】
- 豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち 【緑・農地・水辺・公園】

まちの将来像の実現に向けて

市民が主役のまちづくり

市民のための市役所づくり

計画的な行政の推進

調布市総合計画の計画期間

年度	和暦 (西暦)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
基本構想		基本構想（8年間）							
基本計画		前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
市長任期									

調布市基本計画(令和5(2023)年度～令和8(2026)年度

総論 **基本計画の位置付け, 策定の視点, 計画期間, 構成, 施策の体系, 特色** **策定に当たっての前提**

5つの重点プロジェクト **安全・安心に暮らせるまち** **調布の宝である子どもたちを応援するまち**
誰もが自分らしく安心して住み続けられるまち **にぎわいと交流のある活気に満ちたまち** **人と自然がおりなすうまいあるまち**

施策の推進, 成果向上の4つの視点

デジタル技術の活用 **共創のまちづくり** **脱炭素社会の実現** **フェーズフリー**

分野別計画

基本構想に掲げた8つの基本目標に沿って, 分野別の将来像の具現化に向けた, 30の施策の方向や各施策の基本的取組, 主要な事業などを位置付けています。

調布市基本構想(まちの将来像「」とともに生き ともに創る 彩りのまち調布)

<8つの基本目標>

基本目標1 施策01, 02 **防災** **防犯・消費者安全**
 基本目標2 施策03～05 **子ども・子育て支援** **学校教育** **青少年の健全育成**
 基本目標3 施策06～11 **地域福祉** **高齢者福祉** **障害者福祉** **セーフティネット** **雇用・就労** **健康づくり**
 基本目標4 施策12, 13 **生涯学習** **スポーツ**
 基本目標5 施策14～16 **地域コミュニティ** **人権・男女共同参画** **平和・国際交流**
 基本目標6 施策17～21 **産業** **都市農業** **観光** **文化芸術** **歴史文化**
 基本目標7 施策22～26 **市街地の形成** **都市空間の形成** **住環境** **道路** **交通**
 基本目標8 施策27～30 **地球環境** **水と緑** **ごみ減量・処理** **生活環境**

計画を推進するために(行革プラン2023)

基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱とする行政改革の取組を示しています。

<3つの柱>

①市民が主役のまちづくり 方針1 **共創のまちづくりの実践**
 ②市民のための市役所づくり 方針2 **行政のデジタル化推進** 方針3 **効率的な組織体制の整備** 方針4 **人材の確保・育成**
 ③計画的な行政の推進 方針5 **計画行政の推進** 方針6 **公共資産の有効活用・最適化(ファシリティマネジメント)**

<6つの方針>

地域別計画

東部・北部・南部・西部の各地域の特性を踏まえた, 今後のまちづくりの基本方向を示しています。

調布市基本構想

第8節 基本目標8【環境保全、緑・農地・水辺・公園】

豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】

産学官民が一体となり、ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な脱炭素・循環型社会を構築することで、世界規模での喫緊の課題である気候変動の抑制に貢献できる環境にやさしいまちづくりを進めます。その中で、公共施設の老朽化対策や長寿命化を進めるに当たっては、再生可能エネルギーの利活用をはじめとするゼロカーボンを目指した整備に取り組みます。

また、次代を担う子どもたちに良好な環境を残せるよう、環境学習や環境保全活動の充実を図ることで、市民や事業者への更なる意識啓発につなげるとともに、ごみの減量・適正処理を推進し、持続可能な環境都市の構築に取り組みます。

2 豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち 【緑・農地・水辺・公園】

豊かでぬくもりのある自然環境を将来世代に継承するため、水と緑を創り、守り、育て、人と自然が共生するまちづくりを進めます。あわせて、自然環境が有する機能を活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得るグリーンインフラ¹の考え方を取り入れた取組を推進します。

また、身近な交流・憩いの場として、子どもや高齢者、障害者等、誰もが使いやすい公園の整備を進めるとともに、緑地の整備や都市農地の保全に取り組みます。多様な主体と連携し、公園や農地、水辺環境の魅力づくりを通して、市民が集い、憩いのあるまちづくりを推進します。

¹ 自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する取組

調布市基本計画

第4節 基本計画の構成

基本計画は、以下の5つの編で構成しています。

第1編 総論

基本計画の位置付けや計画期間、構成などの基本計画の概要を示すとともに、基本計画の策定に当たっての前提となる、人口、財政、土地利用の観点から、今後のまちづくりに向けた現状や課題を整理しています。

第2編 5つの重点プロジェクトと施策の推進、成果向上の視点

基本構想に掲げたまちの将来像「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」をより効果的・効率的に実現していくうえで、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要事業を5つの重点プロジェクトとして位置付け、計画を推進していきます。

また、各施策の横断的連携による相乗効果を視野に、多様な主体と連携、協力して取り組むことにより、更なる施策の推進、成果向上につなげていきます。

第3編 分野別計画

基本構想に示したまちづくりの基本理念や8つの基本目標に沿って、分野別の将来像の具現化に向けた施策の方向や基本的取組、主要な事業などを体系的に示しています。

第4編 計画を推進するために（行革プラン2023）

基本構想に掲げたまちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱に、調布市における行政改革の具体的な取組を示しています。

第5編 地域別計画

東部・北部・南部・西部の各地域の特性を踏まえた、今後のまちづくりの基本方向を示しています。

第5節 施策の体系

基本構想に即し、その基本方針を具現化するための基本的な施策などの体系は、次のとおりです。

<p>基本目標1 安全に安心して住み続けられるために</p> <p>日頃から災害に備え、互いに助け合うまち</p> <p>01 災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の強化 ●災害に強い都市基盤の整備 ●消防力の維持・向上 <p>みんなが協力して、犯罪を未然に防ぐまち</p> <p>02 防犯対策・消費者安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●犯罪の発生を未然に防ぐ防犯意識の向上と防犯活動の推進 ●犯罪抑止対策の推進 ●消費者啓発・消費者相談の充実 	<p>基本目標4 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために</p> <p>多世代が生涯を通して学び合う、心豊かになれるまち</p> <p>12 生涯学習のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学びのきっかけづくり ●学べる機会の充実 ●団体の学びの活動支援 ●まちづくりへの学びの成果の活用 <p>生涯にわたって誰もがスポーツに親しみ、生き生き過ごせるまち</p> <p>13 市民スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ環境の整備 ●ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ●FC東京等様々な主体と連携したスポーツ振興等の推進
<p>基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために</p> <p>みんなに見守られ、安心して子どもを産み、育てられるまち</p> <p>03 子ども・子育て家庭の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援 ●子どもの健やかな成長の支援 ●保育サービスの充実 <p>子どもたちの個性が尊重され、安心して学び成長できるまち</p> <p>04 学校教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな心の育成 ●確かな学力の育成 ●健やかな体の育成 ●個に応じたきめ細かな支援 ●魅力ある学校づくりの推進 ●安全・安心な学校づくりの推進 ●学校施設整備の推進 <p>子ども・若者が、様々な活動や交流を通して、活躍できるまち</p> <p>05 青少年の健全育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青少年の健全な成長の支援 ●困難を抱える子ども・若者の支援 	<p>基本目標5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために</p> <p>多様性を認め合い、人と人とのつながりの中で、誰もが自分らしくいられるまち</p> <p>14 地域コミュニティの醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域コミュニティの活性化に向けた支援 ●地域コミュニティ活動拠点の充実 ●地域コミュニティ活動への参加の促進 <p>15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権尊重の社会づくり ●男女共同参画の推進 <p>戦争について学び、平和への認識を深め、未来につないでいくまち</p> <p>16 平和施策・国際交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平和社会の推進 ●国際交流の推進
<p>基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために</p> <p>みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち</p> <p>06 共に支え合う地域福祉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域におけるトータルケアの推進 ●住民主体の地域における支え合いの仕組みづくり <p>07 高齢者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域包括ケアのネットワークの強化 ●生活支援の展開と介護予防の取組 ●介護保険事業の円滑な運営 <p>08 障害者福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●包括的な支援体制の充実 ●一人一人にあった就労・社会参加支援の充実 ●住み続けられる地域づくり <p>09 セーフティネットによる生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者の自立支援 ●生活保護制度に基づく適正な保護と自立支援 <p>10 雇用・就労の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●雇用・就労に向けた支援 ●就労者に対する支援 <p>自分に合った健康づくりを通して、心地よく過ごせるまち</p> <p>11 生涯を通じた健康づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●からだところの健康づくりの推進 ●疾病の早期発見・早期治療体制・重症化予防の充実 ●国民健康保険事業等の実施 	<p>基本目標6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために</p> <p>誰もが新たなことにチャレンジでき、産業が発展するまち</p> <p>17 活力ある産業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域経済活性化の推進 ●市内事業所・事業者への支援 ●創業への支援 ●特性を生かした地場産業の振興 <p>18 都市農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いきいきとした農業経営 ●農のある地域づくり ●農地の保全・活用 <p>調布ならではの魅力でみんなをわくわくさせる、にぎわいのあるまち</p> <p>19 魅力ある観光の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体との連携による地域資源を活用したにぎわいの創出 ●「映画のまち調布」の推進 ●「水木マンガの生まれた街 調布」の推進 <p>郷土や歴史に愛着を持ち、地域の文化・芸術を発展させていくまち</p> <p>20 文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の文化芸術活動の促進 ●文化芸術施設の整備・運営 <p>21 地域ゆかりの文化の保存と継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保存及び活用 ●地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

まちの将来像
「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」

基本目標7
地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために
地域ごとの特徴を生かした、快適で利便性に富み住み続けられるまち

22 良好な市街地の形成

- 適正な土地利用の推進 ●景観まちづくりの推進

23 地域特性を生かした都市空間の形成

- 魅力的な中心市街地の形成 ●地域特性を生かしたまちづくりの推進
- 深大寺地区におけるまちづくり

24 良好な住環境づくり

- 安全・安心な住環境づくり ●良好な居住環境の形成と支援
- 空き家等対策の推進

誰もが安全で円滑に移動できる、交通環境が整ったまち

25 利便性の高い交通体系の確立

- 円滑な道路ネットワークの形成 ●都市交通の円滑化の推進
- 人と環境にやさしい道路空間の整備
- 道路施設等の総合的な管理の推進

26 快適な公共交通環境の整備

- 公共交通ネットワークの形成
- 交通安全対策の推進 ●自転車利用の促進

基本目標8
豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために
脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち

27 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

- 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進
- 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり

豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち

28 水と緑による快適空間づくり

- 水と緑の保全 ●水と緑の創出
- 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

29 ごみの減量と適正処理

- 3R推進によるごみの減量 ●ごみの安定・適正処理

30 快適な生活環境づくり

- 生活環境の維持向上 ●美化活動の推進 ●持続可能な下水道事業経営

行革プラン2023

第1の柱
市民が主役のまちづくり

方針1 共創のまちづくりの実践

- 参加と協働による共創のまちづくりの推進
- 共創の推進のための環境整備
- 市政情報の積極的な提供

第2の柱
市民のための市役所づくり

方針2 行政のデジタル化推進

- デジタル化による行政手続における利便性の向上
- デジタル技術の活用による事務の簡素化・効率化

方針3 効率的な組織体制の整備

- 効率的で機能的な組織・システムづくり
- 市民サービス提供主体の見直し
- 市民に信頼される市政の推進

方針4 人材の確保・育成

- 人材の確保・育成と意欲の向上
- 全ての職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくり

第3の柱
計画的な行政の推進

方針5 計画行政の推進

- PDCAマネジメントサイクルによる行財政運営
- 健全な財政運営

方針6 公共資産の有効活用・最適化（ファシリティマネジメント）

- ファシリティマネジメントの推進

第6節 基本計画の特色

基本計画は、以下の特色があります。

(1) 各施策の方向やポイントを明確化し、具体的な取組を推進していく基本計画

2030年代の中長期的なまちの将来を展望する中で、4年間の計画期間における各施策の取組の方向やポイントを明確化するとともに、その実現に向けた主要な事業を基本計画事業として示し、課題解決に向けた施策展開を図ります。また、各施策の推進による成果を把握するため、目標値と併せた「まちづくり指標」を設定し、施策の到達目標や成果を分かりやすく示します。

(2) 『共生社会の充実』につなげる施策を推進する基本計画

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として取組を展開している共生社会の重要性を発信する「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」の理念を更に発展させ、「人にやさしいまち」を目指して、障害の有無、国籍、性別などによって分け隔てられることのない『共生社会の充実』につなげる施策を推進します。

(3) 取組の選択と集中の観点から重点プロジェクトを明確にして取り組む基本計画

分野別計画における取組の優先性を踏まえた選択と集中を図る観点から、計画期間内において特に重点的に取り組むべき主要事業を重点プロジェクトとして位置付け、目指すまちの姿と到達点を示しながら取組を推進します。また、重点プロジェクトを横断して対応を図る必要がある課題に対しては、組織横断的な連携を図るとともに、関連する重点プロジェクトを有機的に連動させながら、効果的・効率的に取組を展開します。

(4) 施策推進・成果向上に資する視点を踏まえた取組を推進する基本計画

基本計画に位置付ける各施策における取組の推進において、「デジタル技術の活用」、「共創のまちづくり」、「脱炭素社会の実現」、「フェーズフリー」の4つの視点から、関連する各種取組の成果向上を図るとともに、他の施策へ効果を波及させていくことも見据えます。

(5) PDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行う基本計画

計画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、各施策の取組状況や課題を整理し、施策・事業の適切な進行管理と着実な推進、予算編成につなげていきます。

～計画の特色を特集ページに～

基本計画の特色として、基本構想に掲げたまちの将来像『ともに生き ともに創る 彩りのまち調布』の実現につなげる観点から、『ともに生き』は“共生社会の充実”“人にやさしいまち”，『ともに創る』は“共創のまちづくり”，『彩りのまち調布』は“にぎわいとるおいのまちづくり”“ゼロカーボン”“デジタル化”と、それぞれについて特集しています。

1 とともに生き

2 とともに創る

3 彩りのまち

～基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略及びSDGsとの関係性～

調布市基本計画（令和5（2023）年度～令和8（2026）年度）と連動する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係性については、巻末の資料において整理しています。

調布市基本計画とSDGsの目標等との関係性については、分野別計画において、各施策に関連する目標を示すとともに、巻末の資料においても一覧で整理しています。

1 とともに生き

2 とともに創る

3 彩りのまち

ゼロカーボンシティ調布 の実現を目指して



調布市ゼロカーボンシティ宣言～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

令和3年4月16日に調布市と調布市議会は、脱炭素社会の実現に向けて「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」にする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。



令和12(2030)年のまちのイメージ

ゼロカーボンシティとは
2050年までに二酸化炭素(温室効果ガス)排出量を実質ゼロ(温室効果ガスの人為的発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること)を目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



調布市ゼロカーボンシティ宣言

～2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動により、記録的な猛暑や集中豪雨、台風の強大化等による自然災害が多発し、これまでにない気象異変が地球規模で発生しています。こうした状況は、もはや地球温暖化問題が気候変動の域を超えて、人類の生存基盤を揺るがす「気候危機」として、私たちの市民生活にも影響を及ぼす身近で大きな脅威となっています。

2015年に合意されたパリ協定では、「世界全体の平均気温上昇を産業革命前に比べ2℃より十分に低く抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」ことが定められています。これを実現するためには、温室効果ガスの最も大きな割合を占める二酸化炭素を排出しない社会に転換していかねばなりません。

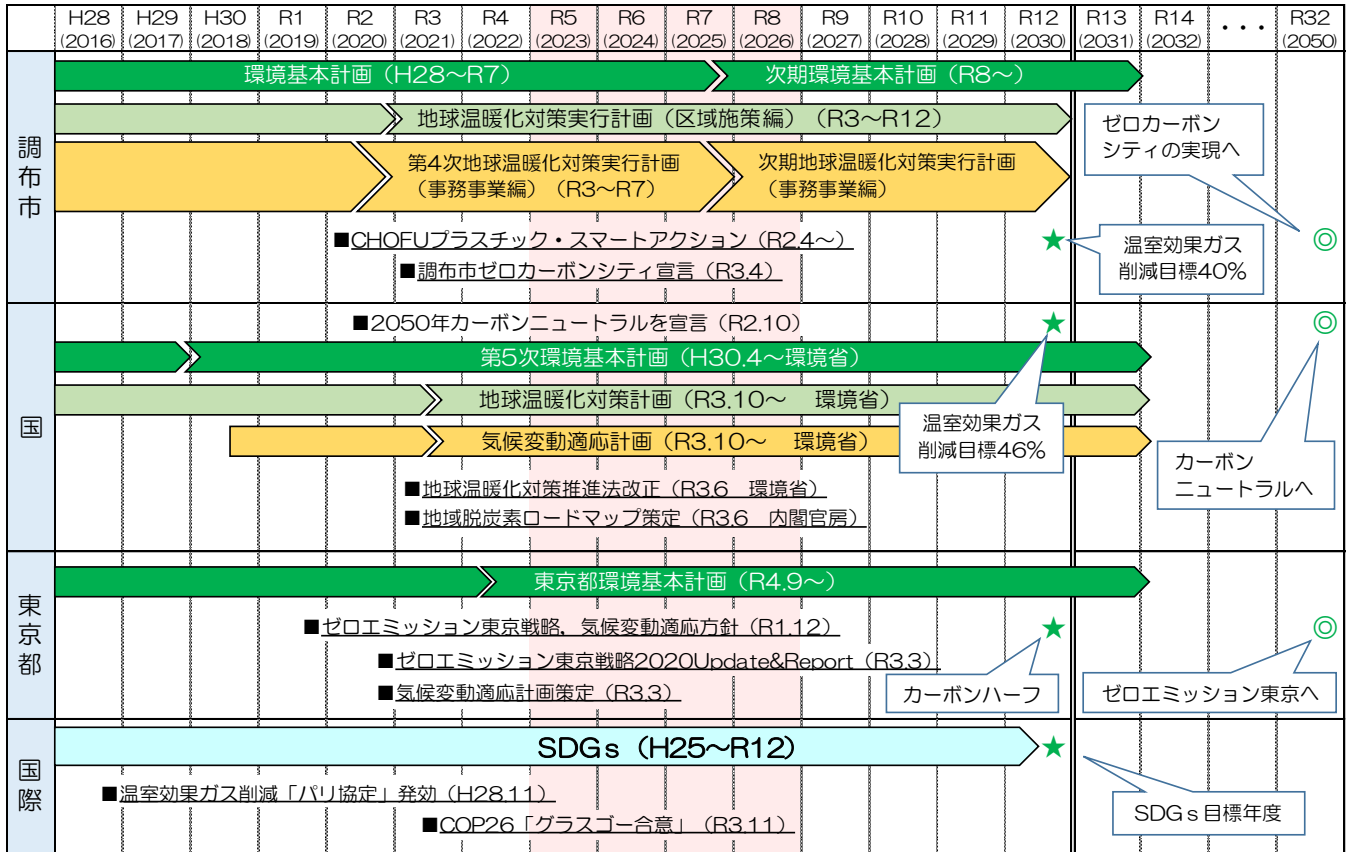
調布市としても気象災害から市民の安全・安心を守り、安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、持続可能な開発目標SDGsの目標達成につながる資源循環型社会への転換や脱炭素社会の実現など、地球温暖化への適応、並びに対策の取組をより強力に推進する必要があるものと考えており、令和3年3月に「めざそう脱炭素のまち調布ひとりひとりの“かっこいい選択”がつくるわたしたちの暮らしと未来」を将来像に掲げ、長期目標を「2050年二酸化炭素の排出実質ゼロ」とする調布市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

先人から受け継いできた調布市の豊かでうるおいのある自然環境を子どもや若者たちの次世代に引き継ぎ、暮らしと社会を持続可能なものとしていくため、調布市と調布市議会は、脱炭素社会の実現に向けて、国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてオール調布で取り組むことを、ここに宣言します。

令和3(2021)年4月16日

調布市長 長友 貴樹 調布市議会議長 渡辺 進二郎

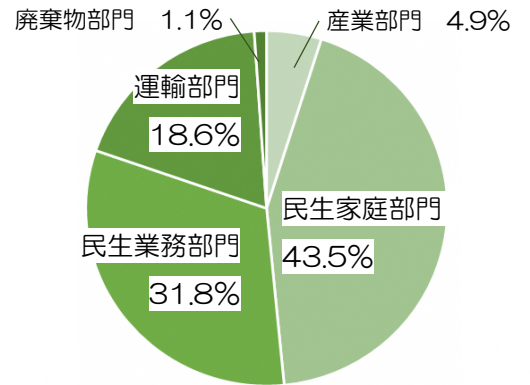
脱炭素社会実現に向けた国、東京都、調布市の動向



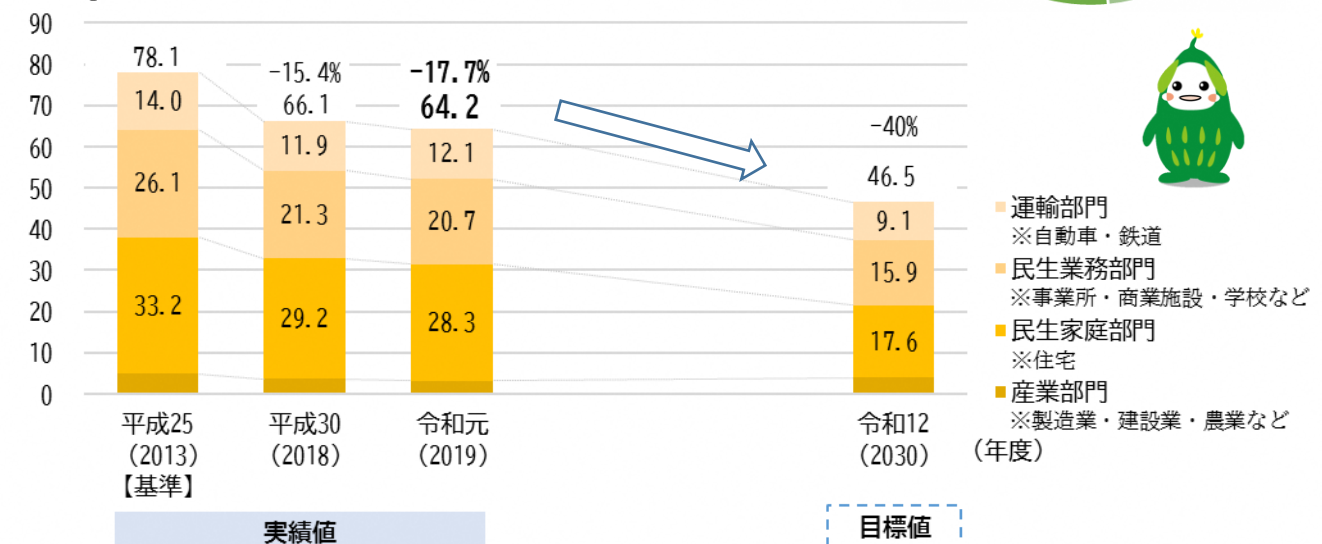
調布市域における二酸化炭素排出量の推移

- 調布市域における令和元年度二酸化炭素排出量の部門別割合は右のグラフのようになっており、一般家庭である民生家庭部門と事業所等からなる民生業務部門で全体の約75%を占めています。市民一人一人が二酸化炭素排出削減に取り組むことが不可欠です。
- 市では、中期的な目標として、令和12(2030)年度に温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量を平成25(2013)年度比40%削減を目指しています。

二酸化炭素排出量の部門別割合(令和元年度)



二酸化炭素の部門別排出量



ゼロカーボンシティの実現を目指した調布市の取組

調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和3年3月策定



温室効果ガスの削減に向け市民・事業者・市の各主体が連携・協働し取り組む内容を定めた計画

策定の視点	○SDGsの目標達成に向けた貢献，2050年までの脱炭素社会実現を目指した取組を推進 ○気候変動による影響への対応（適応策）の推進 ○市の温室効果ガス排出量に占める割合の高い家庭，事業所（市役所含む）における対策を推進 ○新型コロナウイルス感染症を契機とした経済・社会システムの変化を踏まえた対策を推進	
中期目標	令和12（2030）年度に温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を平成25（2013）年度比40%削減を目指す	
長期目標	令和32（2050）年度に温室効果ガス（二酸化炭素）の排出実質ゼロを目指す	
施策体系	脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及	1-1 家庭における脱炭素型ライフスタイルの普及 1-2 事業所における脱炭素型ビジネススタイルの普及 1-3 市の率先行動 1-4 地球温暖化に関する環境学習の推進
	再生可能エネルギー等の利用推進	2-1 再生可能エネルギー等の利用推進 2-2 次世代エネルギーに関する普及啓発
	スマートシティの実現	3-1 スマートシティの推進 3-2 環境に配慮した交通手段の利用促進 3-3 緑の保全・創出による地球温暖化対策
	循環型社会の形成	4-1 3Rの推進 4-2 プラスチック対策 4-3 食品ロス対策
	気候変動への適応	5-1 地球温暖化及び気候変動に関する情報提供 5-2 自然災害への対策 5-3 暑熱対策の推進

第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和3年3月策定



市役所で実施する地球温暖化対策の取組について定めた計画

策定の視点	○社会情勢の変化や国内外の動向への対応 ○市の関連計画との連携・整合 ○SDGsへの貢献が見える化した計画の策定	
短期目標	平成25（2013）年度の排出量に対し，令和7年（2025）年度までに排出量17.1%以上の温室効果ガス（二酸化炭素）削減等を目指す	
中期目標	平成25（2013）年度の排出量に対し，令和12年（2030）年度までに排出量40%以上の温室効果ガス（二酸化炭素）削減を目指す	
施策体系	チーム調布市役所の率先行動 ～日常業務における実践行動～	■アクション1 省エネルギー ■アクション2 省資源・ごみ減量 ■アクション3 プラスチック対策（CHOFUプラスチック・スマートアクション） ■アクション4 グリーン購入
	施設の新築，改修時の取組	■施設の新築，増築，改修等での環境配慮 ■設備・機器の更新・導入に当たっての環境配慮 など
	再生可能エネルギーの導入拡大	■再生可能エネルギーの導入拡大 ■公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換促進，環境配慮契約の導入 ■新たな省エネ電力調達手法の研究
	ゼロエミッションビークル（ZEV）導入推進等	■公用車ZEVの導入と再エネ充電設備の普及促進 ■委託事業者への協力依頼

調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に関連する主な取組

■脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの普及

調布市の二酸化炭素排出量の約3/4を占める家庭、事業所からの二酸化炭素排出量の削減、市民、事業者の模範となるべく、市役所における率先的な取組を実行していきます。また、子どもたちや若者を中心に、地球温暖化について学ぶ環境学習機会の充実を図ります。

- ・（仮称）ゼロカーボンシティ調布推進協議会の設置及び取組の推進
- ・省エネルギーや再生可能エネルギーについて学ぶことができる環境講座などの開催
- ・市民・事業者向けの省エネ・再エネ設備導入等の啓発相談事業の実施
- ・高断熱窓への改修など、住宅の省エネルギー化に関する補助事業の情報提供の実施
- ・事業者における省エネルギー性の高い高効率な機器の導入・更新
- ・公共施設における照明のLED化の推進、省エネルギー性の高い空調設備等の導入
- ・深大寺・佐須地域における公有地を活用した環境学習の充実

■再生可能エネルギー等の利用促進

市内で使用されるエネルギーの低炭素化、脱炭素化を進めていくため、住宅・事業所等における太陽光等の再生可能エネルギー利用設備の設置を促進し、再生可能エネルギー由来の電力利用に関する普及啓発を進めます。また、次世代のエネルギーに関する市民への情報提供、普及啓発を進めます。

- ・再生可能エネルギーを利用する意義や方法に関する市民・事業者への普及・啓発
- ・住宅への太陽光発電設備等取付け等補助事業の実施
- ・公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の実施
- ・水素をはじめ、次世代エネルギーに関する先進事例や利用支援に関する市民・事業者への情報発信

■スマートシティの実現

2050年までの「脱炭素社会」の実現を目指し、地域におけるエネルギーの効率的利用、交通、緑の活用に着目して、温室効果ガスの削減に貢献するまちづくりを推進します。

- ・街路灯のLED化の推進
- ・商店街のLED街路灯などの設置に対する補助事業の実施
- ・シェアサイクルの利用促進
- ・都市計画手法を活用した、環境に配慮したまちづくりの推進
- ・グリーンスローモビリティなど、次世代交通システムの導入に向けた検討
- ・市民との協働による樹林地の保全

■循環型社会の形成

ごみの発生抑制を最優先とし、資源の有効利用を進めるとともに、中でも化石資源を主原料とするプラスチックごみの対策、食品ロス対策を推進します。

- ・市民・事業者による3Rの推進
- ・環境に配慮した製品やサービスを選ぶ「グリーン購入」に関する普及啓発の推進
- ・家庭系ごみ及び事業系ごみの更なる減量に向けた普及啓発の実施
- ・CHOFUプラスチック・スマートアクションの取組の推進
- ・食品ロス削減に向けた取組の推進

■気候変動への適応

暮らしや事業活動に影響を及ぼし始めている気候変動による影響について、市民・事業者への情報提供を進めるとともに、被害の軽減・回避のための対策を進めます。

- ・水害や土砂災害の危険性についての市民への周知及び防災意識の啓発
- ・令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策の推進
- ・公共施設整備や民間の宅地開発等における雨水浸透施設の設置の促進
- ・駅前広場や公園等の暑熱対策及び遮熱性舗装、保水性舗装の整備の推進

第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関連する取組

■調布市役所が市内の一事業者として、地球温暖化対策に取り組みます。

- ・環境マネジメントシステムの運用
- ・CHOFUプラスチック・スマートアクションの取組の推進
- ・公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業の継続実施
- ・公共施設で使用する電力の再生可能エネルギーへの転換促進、環境配慮契約の導入
- ・公共施設におけるLED照明への切替え推進
- ・庁用車におけるZEVの導入推進及び充電設備の設置

第3編

分野別計画

-
- 第1節 安全に安心して住み続けられるために (施策01~02)
- 第2節 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために (施策03~05)
- 第3節 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために (施策06~11)
- 第4節 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために (施策12~13)
- 第5節 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために (施策14~16)
- 第6節 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために (施策17~21)
- 第7節 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために (施策22~26)
- 第8節 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために (施策27~30)

基本目標1 安全に安心して住み続けられるために【防災, 防犯】

1-1 日頃から災害に備え, 互いに助け合うまち【防災】

施策01 災害に強いまちづくり

目的	対象	市内にいるすべての人, 市内全域
	意図	災害から身を守る, 災害に強いまちになる

✚ 施策と関連するSDGsの目標(ゴール)



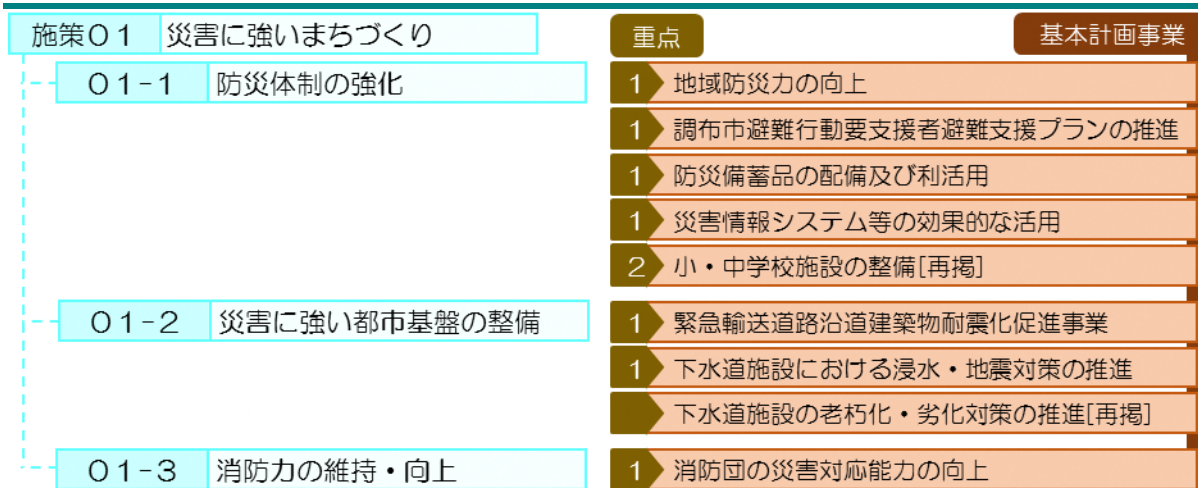
✚ 施策の方向

市民が安全に安心して住み続けられるまちを目指して, 一人一人が平常時から地域における災害時のリスクを意識しながら, 共に助け合えるようにするため, 過去の災害の経験を生かした減災対策の充実, 災害時の対応能力の強化及び復旧復興体制の整備について, 自助・共助・公助の考えの下, 個人, 地域, 事業者, 行政のそれぞれの役割に応じた取組を推進します。

✚ 施策のポイント

- 過去の災害における経験や教訓を踏まえた防災・減災対策の強化
- 災害時に, まず自らの安全は自らが守る「自助」, 地域・コミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う「共助」の取組の推進による地域防災力の向上
- 女性・高齢者・障害者・乳幼児など共生社会への配慮や感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営, 各家庭での日常備蓄の促進をはじめ, 市の防災備蓄品配備の推進
- 災害時における実践的な協力関係の構築に向けた民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体等との平常時からの交流・連携の推進
- フェーズフリーの考え方に基づく組織横断的な連携による防災・減災意識の醸成や備えの充実
- 延焼遮断帯の形成, 緊急輸送道路(特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路等)の機能確保, 住宅の耐震化, 下水道施設の耐震化など防災都市づくりの推進
- 多様な主体との協働によるハード・ソフト両面からの総合的な浸水対策の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 様々な自然災害から市民を守るため、調布市国土強靱化地域計画に基づく大規模自然災害で想定されるリスク等を踏まえ、更なる防災・減災の取組を進めていく必要があります。
- 地球温暖化等の気候変動の影響による大雨や暴風を伴う台風勢力の強大化や、短時間に狭い地域で発生する線状降水帯の発生など、激甚化・頻発化する気象災害への対応が求められています。令和元年台風第19号においては、市は市制施行以来初めてとなる避難勧告（令和3年5月の災害対策基本法の改正により、「避難勧告」は廃止され、現在は「避難指示」となっています。）を発令し、6,000人以上の方が避難所に避難するとともに、200件を超える家屋が浸水被害等を受けた経験や教訓を生かし、近隣市と連携した浸水対策を着実に実施する必要があります。
- 激甚化・頻発化する水害の状況を踏まえ、河川流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、さらに企業や住民等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」の考え方に基づき、ハード・ソフト両面からの総合的な浸水対策を構築する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発における排水設備接続協議を通じ、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 過去の他自治体における大規模災害時の事例を踏まえると、公助の取組には限界があり、実際の救助活動や避難生活には自助・共助の取組が重要とされています。また、災害時に避難する際に支援が必要な方に対する地域と連携した支援体制の構築や、配慮を必要とする方への避難支援策の充実が求められています。そのため、災害時の避難行動について、市は事前の備えをはじめとした自助の取組や、地域での防災活動など共助の取組による地域防災力の向上に資する支援をしていく必要があります。
- 令和3年5月の災害対策基本法の改正により、支援の優先度が高い避難行動要支援者について、自治体が主体となり個別避難計画を作成することが努力義務とされたことを踏まえ、市は、組織横断的な連携の下、段階的に取組を進める必要があります。
- 各避難所においては、昨今の新型コロナウイルス感染症を踏まえた感染症対策や女性、高齢者、障害者などの共生社会の視点等に留意した地域との協働による運営体制の充実のほか、福祉避難所機能の充実について更なる関係機関との連携を図っていく必要があります。
- 令和4年5月に東京都が発表した首都直下地震等による新たな被害想定に基づく東京都地域防災計画の修正及び令和3年5月の災害対策基本法の改正等を踏まえ、市は火山災害への備えを含め、「調布市地域防災計画」を適宜時点修正し災害対応能力の強化につなげる必要があります。

《地域との協働の訓練》



- 被害想定に対応した防災備蓄品の確保とともに、アレルギー対応や高齢者などの多様なニーズへの対応が求められているほか、自助の取組や共助による民間事業者や災害時相互応援協定締結自治体との更なる連携体制の構築や、自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄の適正化を推進する必要があります。
- 調布市国民保護計画に基づき、万が一、我が国が武力攻撃を受ける事態が発生した際に、迅速な対応が可能となるよう、市は、引き続き関係機関との連携を強化するとともに、緊急一時避難施設への避難など、市民が適時適切な行動がとれるよう周知啓発を図る必要があります。
- 震災時に救急・救命活動や物資の輸送等の緊急輸送道路としての機能を確保するため、市内の沿道建築物が地震により倒壊して、特定緊急輸送道路¹が閉塞することがないように、旧耐震基準²の沿道建築物の補強設計、耐震改修などを支援し、耐震化促進の取組を実施しています。
- 国の地震調査委員会では、今後30年以内にマグニチュード7クラスの首都直下地震が70%程度の確率で発生するとの見解が示され、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」において建物・交通インフラ被害等が想定されています。そのため、大地震に備え、耐震化・不燃などの予防対策を進めることが求められています。
- 災害時における輸送機能や延焼遮断機能を確保するため、都市計画道路などの都市基盤整備を進める必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化・災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水道管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水道管路新設工事を進めています。
- 調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、損傷を受けた場合の社会的影響が大きい管路を「重要な幹線等」と位置づけ、そのうち管径800mm未満の小口径管路の耐震診断を優先的に進めています。また、中・大口径管路の耐震化について、老朽化対策等と合わせて行っていますが、改築・更新の対象外となった中・大口径管路や「重要な幹線等」以外の管路については、今後の実施方針を検討する必要があります。
- 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより、市民の生活環境を確保し、速やかな復興を推進していくことを目的として、災害廃棄物処理体制を検討する必要があります。
- 災害時の医療救護について、市内8病院と東京慈恵会医科大学附属第三病院で緊急医療救護所訓練を継続的に実施し、設置運営マニュアルを検証するとともに、災害時医療救護体制を構築していく必要があります。
- 災害時における情報伝達の重要性が益々高まる中、市ホームページや防災・安全情報メールをはじめ、防災行政無線、公式ツイッター、公式LINEアカウントなどの活用に加えて、自ら情報を取得することが困難な方に対する情報伝達が課題となっています。
- 災害時に重要な役割を果たしている消防団について、「地域・社会に貢献する調布市消防団の活動に感謝・応援するまち宣言（令和4年4月）」を踏まえ、安定的な消防団活動とともに対応能力の向上を図るため、消防団員の確保につながる環境整備や、消防団装備品や消防資機材の適切な更新に取り組んでいく必要があります。

¹ 震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路。

² 昭和56（1981）年6月1日に改正施行された建築基準法の耐震基準以前の耐震基準。

✦ 基本的取組の内容

〇1-1 防災体制の強化

◆自助・共助の取組の推進による地域の防災体制づくり

自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進やエネルギーの確保のほか、あらかじめの避難行動の準備となるマイ・タイムラインの作成など、市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます。また、総合防災訓練をはじめ、市が実施する訓練や出前講座、防災フェア等を通じて市民一人一人の防災における自助意識を醸成するとともに、共に助け合う共助による地域の防災体制づくりの普及促進を図ります。あわせて、地域に根差した防災活動の主体となる防災市民組織の支援や育成を図ります。

◆備蓄資機材の配備の推進及び活用による災害対応能力の向上

これまでの災害対応における経験をはじめ、女性や高齢者、障害者、乳幼児などへの配慮のほか、フェーズフリーの考え方やローリングストックの視点、民間事業者や災害時相互応援協定自治体との連携を踏まえた自助、共助、公助のバランスを考慮した備蓄品の配備や利活用を推進します。

◆災害時における配慮が必要な方への取組の強化

自身での避難が困難な高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の配慮が必要な方への支援の充実及び適切な避難方法の周知に取り組みます。あわせて、調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿を関係機関や協定締結に基づく地域組織へ提供するとともに、個別避難計画に関する取組を段階的に推進します。

◆災害時における他団体などからの支援の受入れに関する体制整備

東京都災害時受援応援計画を踏まえた対応を図るとともに、東京都災害情報システム（DIS）を活用した災害時における円滑な受援応援体制の構築を図ります。

◆関係機関等との連携体制強化

民間事業者等との連携による災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の連携のほか、災害時の物資調達等を見据えた遠隔地や中距離圏域自治体との相互連携の構築を図るとともに、災害対応訓練を通じた連携を推進します。また、災害時における円滑な対応を実現するため、平常時からの関係機関等との交流や連携体制の強化を図ります。

◆避難所等の円滑な運営に向けた対策の推進

女性や高齢者、障害者などの共生社会の充実の観点から必要な配慮した対応を図るとともに、感染症対策に留意した適切な対応を図るなど、円滑な避難所運営に向けた対策を推進します。

◆災害時医療救護体制の充実

医師会等の医療関係団体との継続的な緊急医療救護所訓練を通じて、災害時における初動医療体制の充実を図ります。

◆災害時における情報伝達能力の向上

世代間の情報格差に留意した情報伝達手段の多重化、デジタルデバインド対策を推進するとともに、災害時避難所等の混雑状況をお知らせする避難所情報システムの充実をはじめ、災害時だけでなく、平常時から必要な情報を取得できるシステムの構築を検討します。

01-2 災害に強い都市基盤の整備**◆総合的な浸水対策の推進**

狛江市と連携し、令和元年台風第19号の再度災害防止に向けた対策を進めます。また、浸水対策のマスタープランとなる雨水管理に関する総合計画を策定し、市内全域を対象とした総合的な浸水対策に向けて取り組みます。

◆緊急輸送道路の沿道建築物耐震化の促進

震災時における復旧・復興の輸送経路となる緊急輸送道路全体で通行機能確保を行う必要があるため、特定緊急輸送道路・一般緊急輸送道路を含めた緊急輸送道路に面した沿道建築物の耐震化を促進します。

◆骨格となる都市基盤の整備

市街地の延焼を防止し、避難路や消防活動等の救援・救護活動の空間ともなる延焼遮断機能を確保するとともに、震災時における輸送機能に加え、復旧・復興のために骨格となる都市計画道路など都市基盤整備を推進します。

◆下水道管路の耐震化の推進

調布市下水道地震対策に関する基本方針に基づき、引き続き小口径管路の耐震診断に取り組みます。あわせて、老朽化・劣化対策における中・大口径管路の改築・更新と合わせた管路の耐震化を図ります。また、中・大口径管路の地震対策の手法の検討や重要な幹線等と定めた管路以外の管路の地震対策の優先順位等を整理するため、地震対策に関する実施方針を策定します。

01-3 消防力の維持・向上**◆消防団の円滑な運営と対応能力の向上**

地域・社会に貢献する消防団の円滑な運営を図るため、消防団員の確保につながる活動環境の改善に取り組むとともに、消防団装備品等の計画的な充実を図ります。また、消防団の地域・社会貢献活動の認知度を高めるため、若年層をはじめとした地域の方への広報活動等を実施します。

基本目標8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために【環境保全、緑・農地・水辺・公園】

8-1 脱炭素・循環型社会へ変革し、気候変動の抑制に貢献するまち 【環境保全】

施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進

目的	対象	市民, 事業者
	意図	人や生きものにやさしい, 環境負荷の少ないまちをつくる

✚ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



✚ 施策の方向

環境保全に係る情報発信及び環境学習等の充実による環境意識の醸成を図るとともに、温室効果ガスを削減する「緩和策」及び気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」を推進し、環境負荷の少ない持続可能な環境都市の構築を目指します。

✚ 施策のポイント

- 環境に配慮したライフスタイルへの転換促進
- 再生可能エネルギー・環境負荷の低いエネルギー等の利用促進
- 公共施設や行政活動における二酸化炭素排出量の削減
- 脱炭素社会の実現や環境保全活動の担い手となる人材の育成と活動支援
- 市民・事業者・市が連携・協働した環境保全活動の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 気候危機の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化など、環境を取り巻く状況の変化は世界規模の大きな課題であると同時に、気候変動の影響により、毎年のように記録的な自然災害が発生するなど、人々の身近な生活領域にまで及んでいます。
- 産業革命以降上昇し続ける世界の平均気温に対し、平成28年11月に発効したパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前から2℃未満に抑えること、1.5℃未満に抑える努力をすることが世界の共通目標として掲げられました。令和3年11月、COP26においてグラスゴー合意が採択され、1.5℃に抑える努力を追求すること、今世紀半ばのカーボンニュートラルと2030年に向けた気候変動対策が協定締約国に求められています。
- 国は、令和2年10月に、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、その後の令和3年6月には、地球温暖化対策推進法が改正され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付けたことに加え、令和3年10月には、2030年度に温室効果ガスを平成25年度から46%削減、さらに50%の高みへ挑戦することを目標とした地球温暖化対策計画を閣議決定しました。
- 東京都は、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減・再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくカーボンハーフを表明し、令和3年3月に、DXの推進などの視点も取り入れながら持続可能な復興を目指す「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を推進する「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定しました。また、令和4年9月には、東京都環境基本計画を改定し、一定の中小新築建物への太陽光発電設備の設置等を義務付ける制度の創設について位置付けました。
- 令和4年2月以降、ウクライナ・ロシア情勢に伴い、原油や天然ガス等の供給不安が生じており、エネルギー自給率の低い我が国の足元を揺るがす脅威が市民の生活にも及んでいます。

- 令和3年4月、市と市議会は、気候変動の深刻な状況による危機意識を共有し、将来に向けて安定した気候に育まれた生活や文化を継承していくため、脱炭素社会の実現に向けて、2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。



調布市ゼロカーボンシティ宣言文

- 令和3年度から計画期間がスタートした、環境に係るマスタープランである「調布市環境基本計画」、市域の温室効果ガスを削減する「調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第4次調布市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、長期目標として、市域から排出される温室効果ガス排出実質ゼロを掲げています。区域施策編では、「めざそう 脱炭素のまち 調布 ～ひとりひとりの“かしこい選択”がつくる わたしたちの暮らしと未来～」を掲げ、中期目標として、2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で40%削減するという目標を定めました。



2030年のまちのイメージ

- 市は、行政の率先取組として、再生可能エネルギー設備¹を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や環境負荷の低いエネルギーへの転換に向け取り組んでいます。今後も引き続き、太陽光発電等の再生可

¹ エネルギー源として持続的に利用することができる、太陽光、風力、水力及び地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱並びにバイオマスを利用して得られるエネルギーのことを「再生可能エネルギー」といい、得られたエネルギーを電気又は熱に変換する設備を「再生可能エネルギー設備」といいます。

省エネルギーや高効率照明（LED照明）の導入、施設の用途に合わせた空調設備の選択や運用改善等に取り組む必要があります。

- 日常生活から廃棄されるプラスチックが、ごみとして海に流出することで、生態系破壊や人体への健康被害等の悪影響を誘発する海洋プラスチック問題が新たな環境問題になっていることを受けて、市は令和2年4月に、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」を掲げ、市庁舎の自動販売機からペットボトルをなくすなど、使い捨てプラスチックの削減にも積極的に取り組んでいます。



- 深大寺・佐須地域の里山、水辺環境を活用した環境活動の推進として、「佐須農（みのり）の家」を拠点に、自然豊かな地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林ボランティア講座等の環境学習・環境保全活動の推進に取り組んでいます。



農業体験の様子

✚ 基本的取組の内容

27-1 脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進

◆脱炭素社会の実現に向けた総合的な取組の推進

調布市環境基本計画及び調布市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）に基づき、脱炭素社会の実現に向けた各種取組を推進します。

◆公共施設や行政活動における環境負荷低減の取組

環境マネジメントシステム²の運用による環境配慮型の行政活動や、市有施設及び公用車における二酸化炭素排出量の削減に率先的に取り組みます。また、プラスチックごみの減量や海洋流出防止に繋がる取組を積極的に実施するため、CHOFUプラスチック・スマートアクションに基づく取組を推進します。

◆再生可能エネルギー等の普及拡大

太陽光発電や太陽熱利用など、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーについて、利用促進を図るための補助事業に関する情報提供に取り組めます。また、水素などの次世代エネルギーに関する普及啓発に取り組むとともに、電気自動車や燃料電池（水素）自動車等のZEV（ゼロエミッションピークル）の普及啓発を図ります。

◆環境配慮行動を促す意識の醸成

環境負荷の少ない、また、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発や住宅の省エネルギー化の促進等を図ります。また、環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業を通じて、環境意識の醸成を図ります。

◆気候変動適応策の推進

気候変動による被害の回避・軽減を図るため、暑熱対策を推進するとともに、地球温暖化及び気候変動に関する情報発信を行います。

² 企業、事業所等の組織がその運営や経営の中で自主的・積極的な環境保全行動に向けた取組を推進するにあたり、環境に関する方針や目標を設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制・手続き等の仕組みのこと。

27-2 環境と調和した持続可能な社会を構築する担い手づくり**◆連携・協働による環境保全活動の推進**

市民・事業者・団体・学校等の様々な主体同士の情報交換や交流機会の創出、企業の社会貢献活動との連携等を通じて、環境保全活動の環（わ）の拡大を図るとともに、それぞれの活動を支援します。また、自治体間の広域連携による環境保全活動の取組を推進します。

◆環境教育・環境学習の充実

次代を担う子どもたちを含め、あらゆる世代におけるSDGsを意識した環境学習を推進するとともに、環境保全についての学習の機会・場の確保を図ります。また、多摩川自然情報館や佐須農の家を拠点とした、行政・地域団体・事業者等の様々な主体による環境教育・学習を展開します。

◆環境活動体験機会の創出

武蔵野の面影が残る深大寺・佐須地域の環境資源を活用し、農業体験や雑木林の維持管理等の体験型環境活動に参加できる機会の創出により、市民・事業者等の自主的な環境保全活動のみならず、各主体との協働に向けた仕組みづくりを推進します。

◆生物多様性の保全に向けた取組の推進

多摩川自然情報館における各種イベントや生物多様性パネル展の実施等により、生物多様性への関心を高め、都市の生活にうるおいを与える貴重な自然を大切にするための普及啓発を推進します。また、地域の生態系を保全するため、在来種の活用、特定外来生物（植物）への対策を推進します。

◆環境保全活動の活動支援と担い手づくり

環境保全活動に関する各種情報発信や環境フェア等のイベント、環境に配慮したライフスタイルの普及につながる事業の実施等を通じて、市民の環境意識の醸成を図り、環境保全活動の中心となる担い手づくり、様々な主体が協働して活動するための仕組みづくりを推進します。

8-2 豊かな自然と人が調和し、水や緑を生かす、やすらぎのあるまち【緑・農地・水辺・公園】

施策28 水と緑による快適空間づくり

目的	対象	自然, 市民
	意図	自然が保全・創出される 自然との共生が図られる

✚ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



✚ 施策の方向

人と自然との共生を目指すために、湧水、公園、崖線、里山などの水辺や緑地を保全し、連続性のある自然動植物の生息空間と緑豊かな美しい街並み・景観を形成する快適な空間づくりに取り組みます。

✚ 施策のポイント

- 自然豊かな都市環境の保全（地域制緑地制度等を活用した取組の推進、崖線樹林地の保全管理計画の策定等）
- 公園、緑地、崖線樹林地、農地などを含む緑の保全に関する取組の推進
- 老朽化した公園の施設・設備の計画的な更新
- 地域ニーズを踏まえた公園、緑地の整備
- 公園トイレの計画的な更新
- 自然環境が有する機能を活用して、多様な効果を得るグリーンインフラの考え方を取り入れた取組の推進

✚ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 市内に残されている崖線の緑は、自然の地形を残し、かつ市区町村界を越えて連続して存在する緑であり、東京の緑の骨格となっているとともに、崖線下には湧水や希少植物等の資源があり、都市化が進んだ東京の中で貴重な空間となっています。
 - 市は、緑の保全と維持管理を推進するため、国分寺崖線・布田崖線・仙川崖線などの崖線の緑、雑木林、社寺林、屋敷林等について、公有化や民有地の借り上げ、地域制緑地制度¹の積極的な活用等を通じた保全に努めるとともに、市民・市民団体・事業者など各主体との連携・協働による維持管理に取り組んでいます。
 - 令和4年3月には、自然の地形を残し、かつ市街地の中に存在するまとまった形の雑木林の樹林地である「緑ヶ丘みんなの森」について、樹林景観の維持や生物資源の保全と活用を図るため、「調布市崖線樹林地保全管理計画」を策定しました。
 - 深大寺・佐須地域は、緑豊かな国分寺崖線や、崖線に由来する湧水を水源とする水路、その水路に沿って広がる田畑が一体となって、市街地の中にありながらも里山風景を残している地域です。市は、こうした深大寺・佐須地域の環境資源を、将来にわたって保全していくため、平成26年3月に「深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画」を策定し、地域の環境資源の保全・活用に向けた取組を進めています。また、令和2年7月には、都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくため、東京都の「農の風景育成地区」に都内5地区目として指定されました。こうした取組の一環として、同区域内の土地の一部を活用し、深大寺・佐須地域農業公園の整備工事を行うとともに、令和6（2024）年度の開園（本格運用）に向けて、取組を進めています。
-
- 深大寺・佐須地域の風景
- 多くの市民が利用している生活に身近な公園について、年齢や障害の有無にかかわらず、誰にとっても使いやすい環境を整備していく視点を持つことが必要となっています。
 - 調布市公園・緑地機能再編指針において、市は、多様な利用者がともに楽しめるよう、適正な機能配置を目指す観点から、「みんなが集い 憩いの場となる 魅力ある公園づくり」を基本理念に掲げるとともに、特色のある小規模な公園・緑地を増やし、それぞれの公園・緑地が機能を分担することで、地域全体で多様な利用者ニーズに対応していくことを、公園・緑地機能再編の基本的な考え方として位置付けています。
 - 安全・安心に公園を利用できるよう、防犯等の観点から、必要性を踏まえて防犯カメラの設置を進めています。
 - 二酸化炭素の吸収源となる自然環境が有する機能を活用したグリーンインフラについて、施策横断的な連携とともに、複数の主体と連携した取組が求められます。

¹ 都市緑地法に基づく「緑地保全地域制度」や「特別緑地保全地区制度」、生産緑地法に基づく「生産緑地制度」など、法令に基づく緑の保全・創出に関する制度の総称。

緑被率及びみどり率の推移

区 分	平成16年 (2004年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)		令和元年 (2019年)		
	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	面積(ha)	市域に 対する 構成比(%)	
立体的 みどり	屋 敷 林	24.27	1.1%	19.68	0.9%	18.50	0.9%	16.69	0.8%
	住宅・事務所等の植栽	96.32	4.5%	113.46	5.3%	116.20	5.4%	105.88	4.9%
	山林・平地林	39.19	1.8%	31.37	1.5%	29.07	1.3%	31.20	1.4%
	公園の緑	73.65	3.4%	69.58	3.2%	72.55	3.4%	72.40	3.4%
	公共施設の緑	64.98	3.0%	56.83	2.6%	50.08	2.3%	53.58	2.5%
	道路の緑	-	-	16.31	0.8%	16.06	0.7%	16.12	0.7%
	民間施設の緑	32.59	1.5%	33.19	1.5%	34.02	1.6%	31.10	1.4%
	社寺林	7.73	0.4%	8	0.4%	8.09	0.4%	7.86	0.4%
	果樹園・苗圃等	62.16	2.9%	50.67	2.4%	51.66	2.4%	48.00	2.2%
		400.89	18.6%	399.09	18.5%	396.23	18.4%	382.83	17.7%
平面的 みどり	田 畑	106.3	4.9%	95.93	4.5%	88.56	4.1%	80.64	3.7%
	草 地	208.39	9.7%	193.96	9.0%	183.59	8.5%	187.63	8.7%
		314.69	14.6%	289.89	13.5%	272.15	12.6%	268.27	12.4%
屋上緑化	-	-	-	-	1.60	0.1%	1.80	0.1%	
	715.58	33.2%	698.98	32.0%	669.98	31.0%	652.90	30.3%	
水面（水辺を含む）	98.77	4.6%	86.15	4.0%	64.15	3.0%	52.62	2.4%	
公園区域内	裸 地				9.59	0.5%	9.67	0.4%	
	人口被覆面				21.70	1.0%	21.02	1.0%	
	814.35	37.8%	775.11	36.0%	765.43	35.5%	736.21	34.1%	

※合計数値が合わないものは端数処理によるもの

✚ 基本的取組の内容

28-1 水と緑の保全

◆身近な水辺と崖線樹林地・里山の一体的な保全・活用

湧水・河川等の身近な水辺や、武蔵野の貴重な自然資源の維持保全を図るとともに、土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等の計画を策定します。

◆緑の保全に向けた制度の活用

緑地の連続性や地域の特性を踏まえ、地域制緑地制度を活用した緑の保全に努めます。

◆公園・緑地等の公有地化への対応

公園不足地域の解消に向け、公園・緑地（崖線樹林地を含む）の公有地化に向けて取り組みます。

◆市民による緑の保全の促進

市民との協働による緑の保全を図ります。

◆緑化活動へつなげる支援・制度の充実

花いっぱい運動を推進するほか、生垣整備に係る費用の助成制度等の活用促進を図ります。

◆公園施設長寿命化計画の推進

公園の安全で快適な利用環境の維持・向上を図るため、調布市公園施設長寿命化計画に基づき、計画的に公園施設の維持・補修を推進します。

28-2 水と緑の創出

◆公園・緑地機能再編整備プランによる公園・緑地の整備

緑の基本計画や調布市公園・緑地機能再編指針に基づき、地域の特性を生かすことやインクルーシブの視点を踏まえた公園・緑地の計画的な整備を推進します。

28-3 深大寺・佐須地域の里山環境の保全・活用の推進

◆深大寺・佐須地域の里山，水辺環境の維持保全

国分寺崖線の緑と崖線由来の豊かな湧水を水源とする用水路に沿って、都市農地や屋敷林等が広がり、武蔵野の面影を残す里山の風景が形成されている深大寺・佐須地域について、市民との協働の下、崖線や都市農地等の緑の保全に積極的に取り組むとともに、様々な生物の生息空間となっている地域の生物多様性の保全に取り組みます。

◆深大寺・佐須地域農業公園の運営

農の風景を保全する取組を推進するため、農のあるまちづくりの拠点として、深大寺・佐須地域に農業公園を整備し、市民が農に親しむことができる公園の運営に取り組みます。

施策29 ごみの減量と適正処理

目的	対象	市民, 事業者
	意図	持続可能な社会の形成に向け, 3Rを推進する

✦ 施策と関連するSDGsの目標 (ゴール)



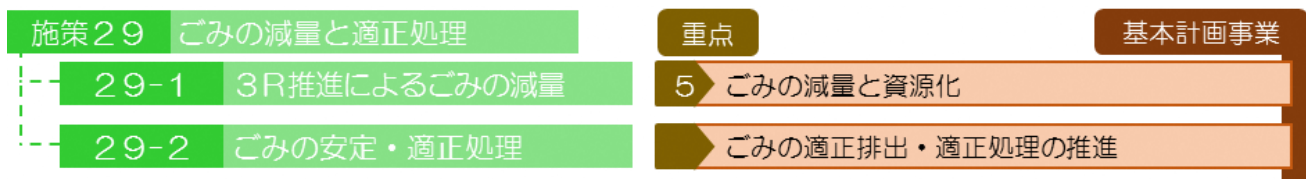
✦ 施策の方向

広報, 啓発活動や支援事業の充実により, 市民・事業者による3R (リデュース=ごみの発生抑制, リユース=再利用, リサイクル=再資源化) の取組を推進します。また, 地球環境に配慮したごみの安定・適正処理に努め, 循環型社会, 自然共生社会, 低炭素社会の3つの要素が連携した持続可能な社会を目指します。

✦ 施策のポイント

- 更なるごみの減量と資源化の推進
- ごみの長期的かつ適正な安定処理
- プラスチックごみの発生・排出抑制及び資源化によるCO₂の削減
- 市民・事業者との協働による3Rの取組の一層の推進

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 市は、一般廃棄物処理に係る長期的な方針を定める令和5年度からの「調布市一般廃棄物処理基本計画」において、令和5年度から令和12（2030）年度までの8年間のごみ処理及びリサイクル事業の基本的な方向を定めることとしています。同計画では、市民・事業者・行政のそれぞれが、これまでの発生抑制を最優先とすることの3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再資源化（Recycle））に継続して取り組むとともに、新たな課題として、廃棄物に係る施策においても地球規模の環境問題へ配慮することとし、互いに連携しながら、協働による取組を深化させることによって、持続可能な社会を目指すことを基本的な考え方として掲げています。
- 同計画に掲げた計画（数値）目標である、「令和12（2030）年度までに市民1人1日当たりの総ごみ排出量¹（総ごみ排出原単位）688g/人日」、「二酸化炭素（CO₂）削減量2,948トン（令和3年度比25%減）」、「最終処分量ゼロ」の達成に向け、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組みます。
- 家庭系ごみ、資源物（集団回収を含む）、事業系可燃ごみを合計したごみの総排出量は、平成30年度までは減少傾向であったものの、令和元年度の消費税率の改定及び令和2年度以降のコロナ禍の影響による巣籠もり需要が高まったことなどから、家庭系ごみは増加傾向に転じました。また、家庭系の燃やせるごみの約4割を生ごみが占めています。
- 粗大ごみ、資源物（びん・缶・古紙・古布）はクリーンセンターにて解体・選別等が、燃やせないごみ、有害ごみ、容器包装プラスチックは、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターにおいて破碎・選別・梱包等の中間処理がされており、近年の資源化率は全国の同規模自治体（人口10万人以上50万人未満）の中においても高水準を維持しています。
- 令和4年4月施行の、プラスチック資源循環促進法に対応した、プラスチックごみの削減及び資源化に向けた、排出から処理までの一連の取組の検討が求められています。
- 令和5年度からのごみ行政のマスタープランである「調布市一般廃棄物処理基本計画（令和4年度策定）」に基づき、引き続き、ごみの発生抑制を最優先として、市民や事業者等の3Rの取組を推進し、プラスチックごみの削減及び資源化や、組織横断的な連携による食品ロス対策をはじめとする更なるごみの減量及び資源化に計画的に取り組む必要があります。
- 市と市議会は、令和3年4月に2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「調布市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。国・東京都と連携し、市民や事業者等の多様な主体と力を合わせて、SDGsの目標達成につながる循環型社会への転換や脱炭素社会の実現などを廃棄物に係る施策の側面から推進します。また、海洋プラスチックごみ問題に対する独自の取組を実践するため、令和2年4月に「CHOFUプラスチック・スマートアクション」の取組を立ち上げ、職員による率先行動や市民・事業者と一体となった行動により、プラスチックごみの減量や海洋流出防止につながる取組を積極的に進めています。
- ふじみ衛生組合を構成する三鷹市と連携し、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行うことができるよう、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの老朽化に伴う施設更新を着実に進めることで、ごみ処理施設の適正管理を図る必要があります。また、焼却施設であるクリーンプラザふじみも、将来を見据えた施設運営の方向について検討する必要があります。
- 東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設について、令和8（2026）年度以降の事業継続の方針が決定したことから、施設の老朽化に伴う施設更新において、構成団体として参画し、ごみの最終処分事業の適正管理を図る必要があります。

¹（家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物）/人口×365（366）

✦ 基本的取組の内容**29-1 3R推進によるごみの減量****◆3R推進に向けた意識啓発・環境教育の徹底**

市報、市ホームページ、広報誌「ザ・リサイクル」、市公式SNS、ごみアプリなど様々な媒体を活用した積極的な情報発信とともに、クリーンプラザふじみの施設見学や出前講座を通じた環境教育を推進することで、3R推進への意識啓発を行います。

◆ごみの発生・排出抑制の取組推進

ごみの発生抑制を最優先とした、3Rの取組を推進します。特にプラスチックごみの発生・排出抑制や、食品ロス対策などに取り組みます。

◆ごみの資源化の推進

剪定枝資源化支援事業、粗大ごみの再生利用、廃家電製品からの有用金属を取り出す取組、プラスチック類の資源化を推進するほか、事業者と連携した資源化を進めます。

◆ごみ処理計画の推進

令和5年度からの調布市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進及びごみの適正処理を計画的に進め環境負荷の低減を図ります。

◆市民・事業者による自主的な3Rの取組に対する支援

資源分別収集のほか、資源物地域集団回収事業及び店頭回収や生産者による自主回収など、3Rの取組に対する支援・連携に取り組みます。

29-2 ごみの安定・適正処理

◆排出指導の充実

分かりやすい広報・啓発の継続，分別排出指導の充実に取り組みます。

◆不法投棄対策の充実

関係機関との連携によるパトロールにより，廃棄物の不法投棄の未然防止と併せて，早期発見，排出者における適正処理の促進を通じて，公衆衛生の保持に努めます。

◆資源物持去り対策の実施

市民からの通報も含めた監視強化を図るとともに，重点地区のパトロールを継続し，廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例に基づく対策を推進します。

◆適正かつ安定的な処理の確保

現在の収集・運搬体制を維持しつつ，排出量やごみ質，社会経済状況等の変化に柔軟に対応し，適宜効率化や見直しを図ることで安定した社会インフラ事をの継続するとともに，最終処分事業の維持・継続に取り組み，最終処分量ゼロを堅持します。また，焼却施設，リサイクル施設，最終処分施設，クリーンセンターの安定稼働に努めます。

◆ごみ処理施設の更新に向けた検討・協議

ふじみ衛生組合のリサイクルセンター，東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設の更新に向けた検討・協議を行います。

◆災害廃棄物処理体制の強化

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図ることにより，市民の生活環境を確保し，速やかな復興を推進していくことを目的として，災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

施策30 快適な生活環境づくり

目的	対象	市民, 事業者
	意図	安心して暮らせる環境を維持することができる

✦ 施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



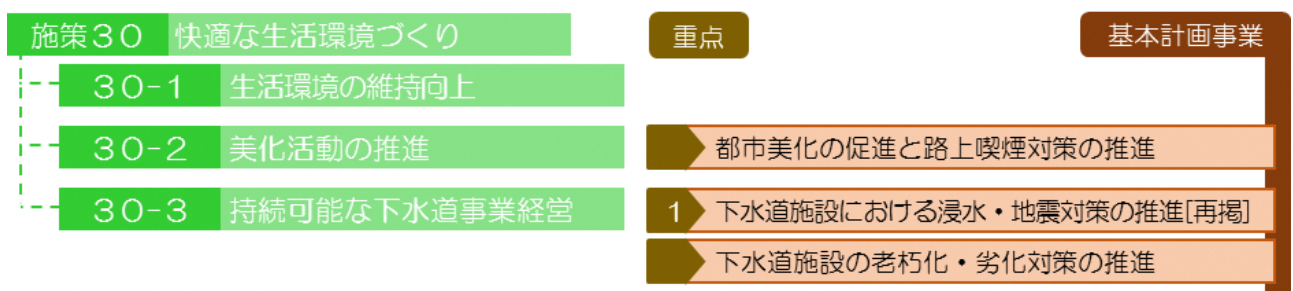
✦ 施策の方向

生活環境被害の防止対策, まちの美化活動, 路上喫煙対策, 下水道施設の機能維持などについて, 市民, 地域, 事業者, 市がそれぞれの役割に応じた取組を進め, 市民が安心して暮らすことができる環境を維持します。

✦ 施策のポイント

- 特定粉じん物質（アスベスト）への対応など, まち公害発生防止の取組の推進
- 路上喫煙対策を含むまちの美化活動の推進
- 持続可能な下水道事業経営の構築

✦ 基本的取組の体系



✦ 現状と主要課題

- 市民が安心して暮らすことができる生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁、悪臭、特定粉じん物質（アスベスト）等について、東京都との連携を図りながら、監視体制の継続や的確な情報発信を行うとともに、規制や指導による未然防止に努める必要があります。
- 市は、調布市都市美化の推進に関する条例に基づき、まちの環境美化活動を推進しています。その中で特に美化を推進する必要がある、かつ、地域の方々の美化意識が高く、積極的な美化活動を進めている地区を「美化推進重点地区」に指定しています。令和4年3月末現在、同地区に指定された地区は8地区あり、市民・事業者による定期的な清掃活動が実施されています。
- 受動喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、次代を担う子どもたちをはじめ、誰もが健康に暮らせるまち調布の実現に寄与することを目的として、令和元年7月1日に、「調布市受動喫煙防止条例」を施行し、市内9駅周辺の路上等を「調布市路上等喫煙禁止区域」に指定するなど、受動喫煙対策と連動して、路上喫煙対策に取り組んでいます。
- ごみのポイ捨てや喫煙等のマナーを守るよう、市民の意識啓発を図るとともに、清掃等の美化活動や美化対策、屋外喫煙対策の推進によって、快適な都市環境の確保に努める必要があります。
- 下水道施設の維持管理では、道路陥没事故等を未然に防止するため、目視やTVカメラによる点検・調査により管路の状態を確認し、リスクを評価したうえで改築・修繕を行う老朽化・劣化対策に平成27年度から着手しています。この取組により、壊れてから直す事後保全型の維持管理から、不具合が生じる前に対応する予防保全型の維持管理への転換を目指しています。市の下水道管路は、今から40年以上前の都市化が進んだ昭和40～50年代に集中的に整備しており、今後老朽化が急速に進行していくことから、維持管理コストや対策に要する事業量の増加が見込まれます。このため、円滑な事業執行体制を構築するとともに財政負担を平準化し、予防保全型の維持管理を持続的に進めていく必要があります。
- 仙川汚水中継ポンプ場について、老朽化や災害による機能不全リスクの解消、長期的な事業費の縮減及び脱炭素社会の実現への貢献等に向け、ポンプによる圧送方式から下水道管路の新設による自然流下方式へ切り替えるため、自然流下化事業として下水道管路新設工事を進めています。
- 循環型社会形成に寄与する取組として、下水道工事において、エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品を継続利用していますが、地球温暖化の影響が深刻化する中、脱炭素社会の実現に貢献する更なる取組を検討する必要があります。
- 公共施設の整備や民間の宅地開発における排水設備接続協議の際に、雨水流出の抑制、河川の水質改善、地下水の涵養といった効果を期待できる雨水浸透ますなどの雨水浸透施設の設置を進めています。
- 下水道事業においては、令和2年度に移行した公営企業会計により明らかになった減価償却費などの費用と下水道使用料などの収益の対応関係や、資産や負債に関する情報を活用することで、中長期的な視点に立ち、支出と収入のバランスを確保しながら、持続可能な下水道事業経営につなげる必要があります。

✦ 基本的取組の内容

30-1 生活環境の維持向上

◆情報提供の推進と意識啓発

事業者や市民一人一人における、安全で快適な生活環境に関する意識を高めるため、市ホームページ

などを活用した、生活環境への配慮等に対する意識啓発を推進します。

◆公害のない環境の維持

大気汚染等の調査を実施しつつ、関係機関と連携した公害発生の防止に努めます。

30-2 美化活動の推進

◆まちの美化の推進

美化推進重点地区における自主的な美化活動を支援するとともに、多摩川・野川，調布駅前，飛田給駅前におけるクリーン作戦を実施します。また，受動喫煙対策に連動した屋外喫煙対策や，路上喫煙禁止区域の指定をはじめとする路上喫煙対策の取組を推進します。

30-3 持続可能な下水道事業経営

◆下水道施設の予防保全型の維持管理への本格的な転換の推進

調布市下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道管路の維持管理を行う，老朽化・劣化対策や，仙川汚水中継ポンプ場の自然流下化事業を着実に推進します。また，公民連携手法の一つである，下水道管路の維持管理業務への包括的民間委託の導入に向けた取組を推進し，予防保全型の維持管理を進めます。この他，調布市下水道地震対策に関する実施方針を策定し，下水道管路の耐震診断を進めるとともに，診断結果に基づき，対策を推進します。

◆水環境の保全・再生に向けた取組

雨水浸透施設の設置や雨天時放流水の水質調査を引き続き推進します。

◆下水道資源・エネルギーの有効利用

エコセメントや下水汚泥焼却灰を活用したコンクリート製品等の資源化製品の利用を継続します。また，下水道管路内の下水道熱の性質を踏まえ，冷暖房等の熱源としての利用可能性を検討します。

また，市内の下水を処理している森ヶ崎水再生センターを管理する東京都と連携し，温室効果ガス排出量が少ない水処理設備や汚泥処理設備への更新事業費を負担します。

◆下水道事業の財務マネジメントの向上及び情報発信の強化

調布市下水道ビジョンに基づき，中長期的な収支見通しを踏まえた事業費の平準化や財源確保に向けた検討を進めます。また，普段目にすることが少ない下水道の仕組みや役割，経営情報や課題等について，分かりやすい情報発信に努め，情報の共有化を進めます。

第5編 地域別計画

東部地域

北部地域

南部地域

西部地域

東部地域におけるまちづくりの方向

◆東部地区における交通環境の改善と沿線まちづくりの推進

つつじヶ丘駅・柴崎駅周辺における開かずの踏切の解消に向け、国や東京都をはじめ、関係機関との協議・調整を図りながら、当該区間における連続立体交差事業を促進し、駅周辺における利便性向上や歩行者、自転車の安全確保など、交通環境の改善に取り組みます。併せて、地域住民とまちづくりの将来像を共有しながら、沿線まちづくりを推進します。

◆神代出張所の機能移転・跡地活用の検討

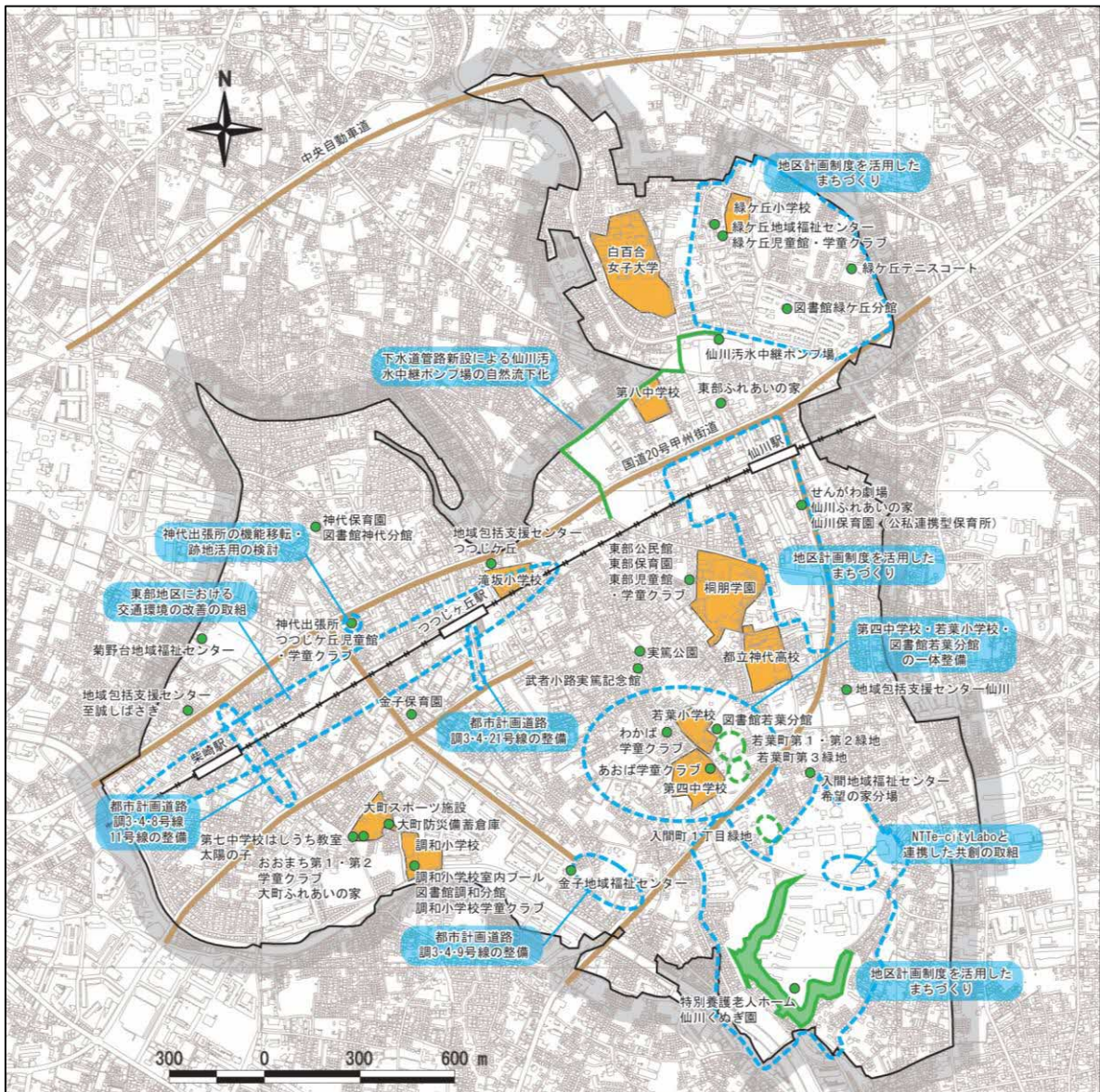
神代出張所における老朽化や狭あい化、バリアフリー化などの課題への対応として、つつじヶ丘駅周辺への機能移転の検討を進めていきます。併せて、神代出張所の機能移転後の跡地活用について、民間活力の活用をはじめとする市の公共施設マネジメントに関する基本的な方針などを踏まえ検討していきます。

◆地域ゆかりの文化を生かした事業の展開

郷土の歴史・文化遺産と武者小路実篤の文学・芸術活動等について、資料の調査・研究・収集・保存を進めるとともに、展示や講座・講演会を開催して普及・啓発に努めます。

◆第四中学校・若葉小学校・図書館若葉分館の一体整備

学校施設の老朽化及び不足教室への対応、施設機能の集約・複合化や民間活力活用をはじめとする市の公共施設マネジメントに関する基本的な方針への対応として、第四中学校及び若葉小学校、図書館若葉分館の一体整備を進めます。



「この地形図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交著第135号，4都市基交測第207号」

北部地域におけるまちづくりの方向

◆豊かな自然環境の保全

緑や河川、湧水などの恵まれた自然環境を生かし、残された武蔵野の自然や歴史にふさわしい景観を創出するとともに、武蔵野の面影を次世代に継承するため、多様な主体との連携・協力による崖線樹林地等の保全に取り組みます。深大寺元町特別緑地保全地区における保全管理計画を策定し、取組を推進します。

◆ごみ処理施設周辺のまちづくり

北部地域における市民サービスの充実や市民活動の発展促進など、総合的な観点からまちづくりを推進するため、クリーンセンターの移転後の跡地に公民連携事業により「ランチ調布」が開業しました。当該施設を有効活用し、地域住民との連携・協働による北部地域における多世代交流や市域を越えたコミュニティ活動の発展のほか、高齢者の健康増進に向けた拠点となるよう運営していきます。併せて、クリーンプラザふじみを拠点としたイベントや花いっぱい運動など、地域の参加と協働による取組の推進とともに、地域の防災・防犯活動の支援や道路の安全対策、公共交通の利便性向上に向けた検討など、地域の課題解決を図るため、地域と共に取り組みます。

◆深大寺地区のまちづくり

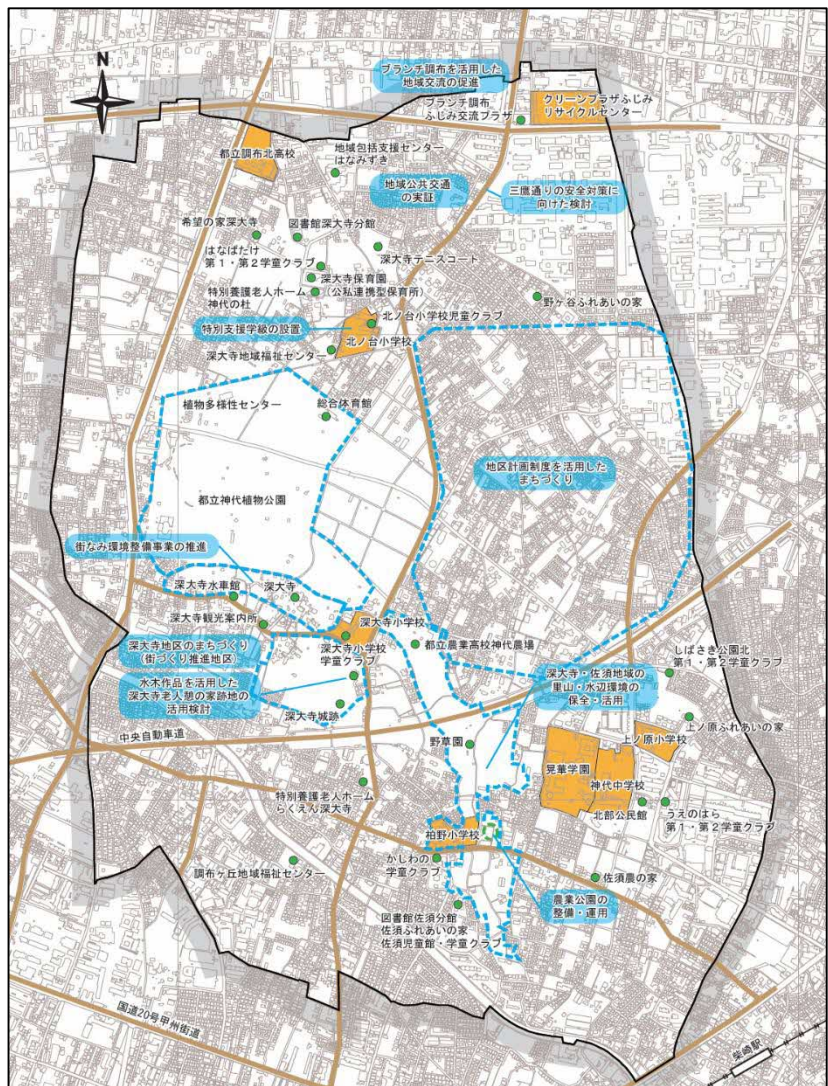
深大寺地区周辺の街なみ景観の維持、向上を図るため、地域と連携を図りながら、地区住民による街づくり協定の円滑な運用を支援し、調布市深大寺地区街なみ整備基本計画に基づき、武蔵野の自然と歴史・文化を継承する街なみ景観づくりに向け、街なみ環境整備事業を推進します。

◆深大寺・佐須地域の環境資源の保全・活用

調布市の貴重な地域環境資源である深大寺・佐須地域の里山・水辺環境については、市民との協働により、雑木林の保全や田園風景の保全などを推進するとともに、都市農地の維持・保全に向け、地権者との合意形成を図りながら、良好な地域環境の維持・保全・活用に向けた取組を進めます。

◆地域資源を活用した深大寺老人憩の家跡地の利用

深大寺老人憩の家の移転後の跡地について、地域資源を活用した観光振興・地域活性化に向けた取組を検討、推進していきます。



「この地形図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 4都市基交著第135号、4都市基交測第207号」

南部地域におけるまちづくりの方向

◆魅力的な駅前広場の整備と鉄道敷地の活用による都市空間の創出

交通結節点としての機能の充実を図るとともに、にぎわいや交流，うるおい，やすらぎを生み出す都市空間として，交流機能や景観形成機能を兼ね備えた調布駅前広場及び，調布・布田・国領3駅の駅前広場と各駅をつなぐ鉄道敷地の整備完了に向けた取組を進めます。

◆魅力ある中心市街地の形成

商業・業務機能や生活機能がバランスよく整えられた良好な市街地の形成を図るため，土地の有効・高度利用と公園や道路等の整備に向けて，地区計画制度の活用や，市街地再開発事業，土地区画整理事業などの面的整備手法を活用したまちづくりを進めます。

◆調布駅周辺の大型公共施設の整備

調布駅周辺の大型公共施設である総合福祉センターについては，地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点として，利用者や関係団体等の意見を踏まえながら，京王多摩川駅周辺のまちづくりにおける駅前複合拠点地区への移転を進めていきます。また，グリーンホールについては，市民による文化芸術活動の拠点を継承するため，利用者等の意見も踏まえつつ，現敷地での更新に向けた取組を進めます。

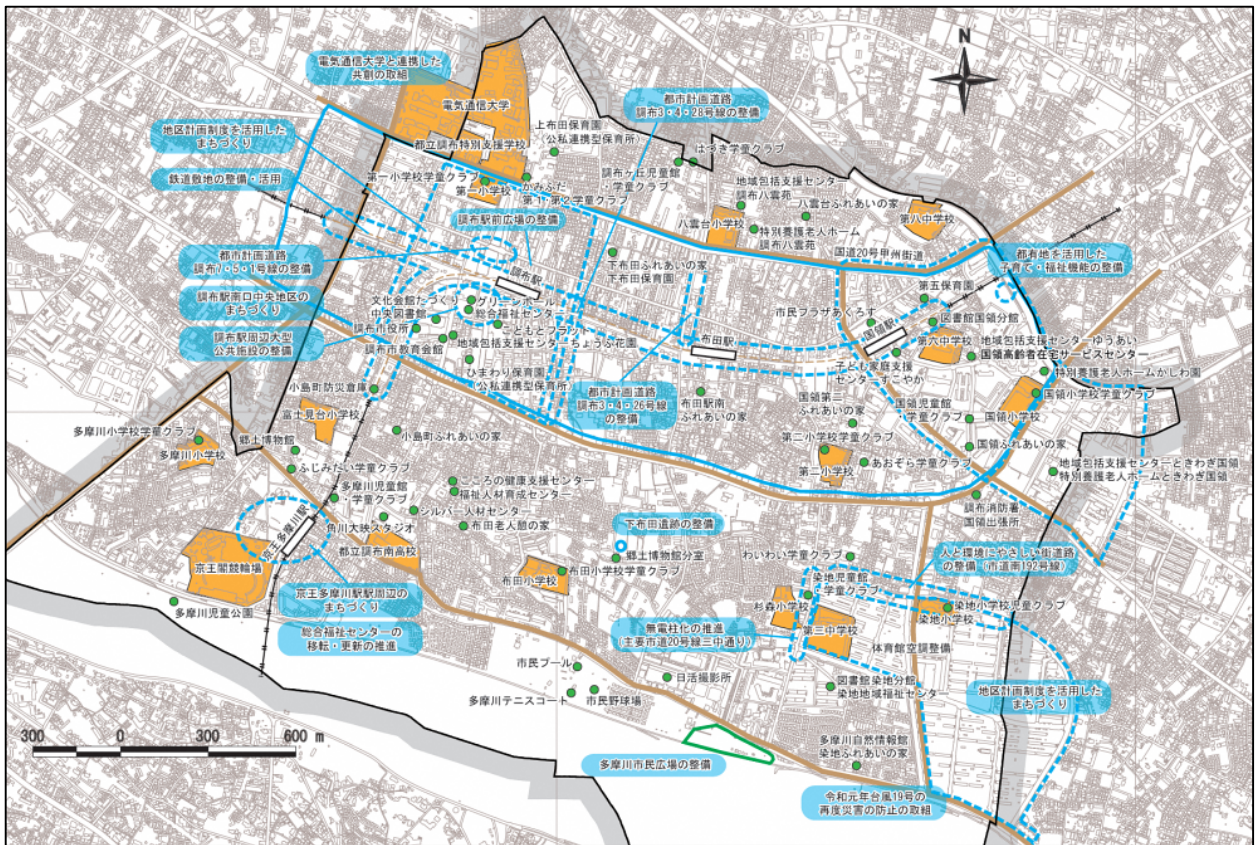
◆水害に強いまちづくりの推進

令和元年台風第19号に伴う浸水被害を受けた染地地域をはじめとした被害の軽減に向けて，突発的な豪雨にも対処できる河川・水路環境の整備や，国，東京都，近隣自治体との連携による都市型水害対策を推進します。

頻発・激化する水災害に備えて，避難行動によって危険を回避することを基本としながら，多摩川の河道掘削の促進等について国へ働きかけるとともに，近隣市と連携して内水氾濫の軽減に向けた取組を進めるなど，防災・減災まちづくりを推進します。

◆都有地を活用した子育て・福祉機能の整備

公私連携型保育所制度を活用した公立保育園の民営化と合わせた移転・更新に加え，認知症の方の住まいや医療・介護ニーズに24時間対応できる地域密着型サービス等の整備について，東京都をはじめとする関係機関との協議・調整を行いながら，都有地を活用した取組を検討・推進します。



「この地形図は，東京都知事の承認を受けて，東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交著第135号，4都市基交測第207号」

西部地域におけるまちづくりの方向

◆ラグビーワールドカップ2019及び東京2020大会のレガシーの継承・発展

武蔵野の森総合スポーツプラザや味の素スタジアム、また、味の素スタジアム内に整備された東京都パラスポーツトレーニングセンターをはじめとするスポーツ施設を活用し、障害者スポーツを含むスポーツ振興を図るとともに、スポーツ振興を通じた地域の活性化を図ります。

◆第七機動隊跡地を活用した公共施設機能の移転・更新

公私連携型保育所制度を活用した公立保育園の民営化と合わせた移転・更新に加え、図書館機能の移転・更新について、国をはじめとする関係機関との協議・調整を行いながら、取組を検討・推進します。

◆調布基地跡地（留保地）の活用に関する取組

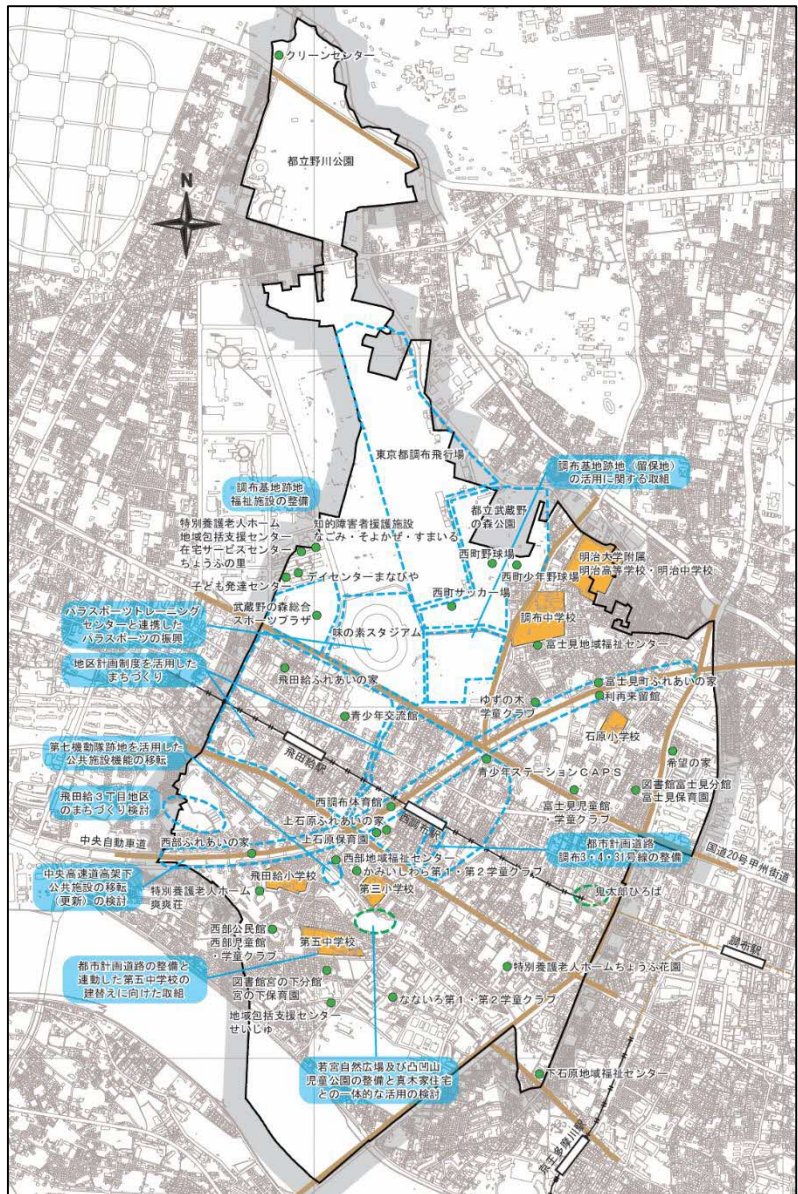
調布基地跡地の留保地（国有地）の活用については、既存の利用計画策定以降の周辺地域における施設整備等の状況の変化や民間活力の活用をはじめとする市の公共施設マネジメントに関する基本的な方針などを踏まえ、多角的な視点から検討・整理し、国との協議・調整を行います。

◆駅周辺の整備

西調布駅周辺では、駅南側の都市計画道路の整備により、交通結節機能の向上を図るとともに、地区の特性に応じたまちづくりを推進します。

◆緑地・公園の整備と歴史的文化財との一体的な活用

布田産線に位置する若宮自然広場及び凸凹山児童公園の整備を進めます。あわせて、国登録有形文化財（建造物）である真木家住宅のある隣接地を含めた一体的な活用を検討していきます。

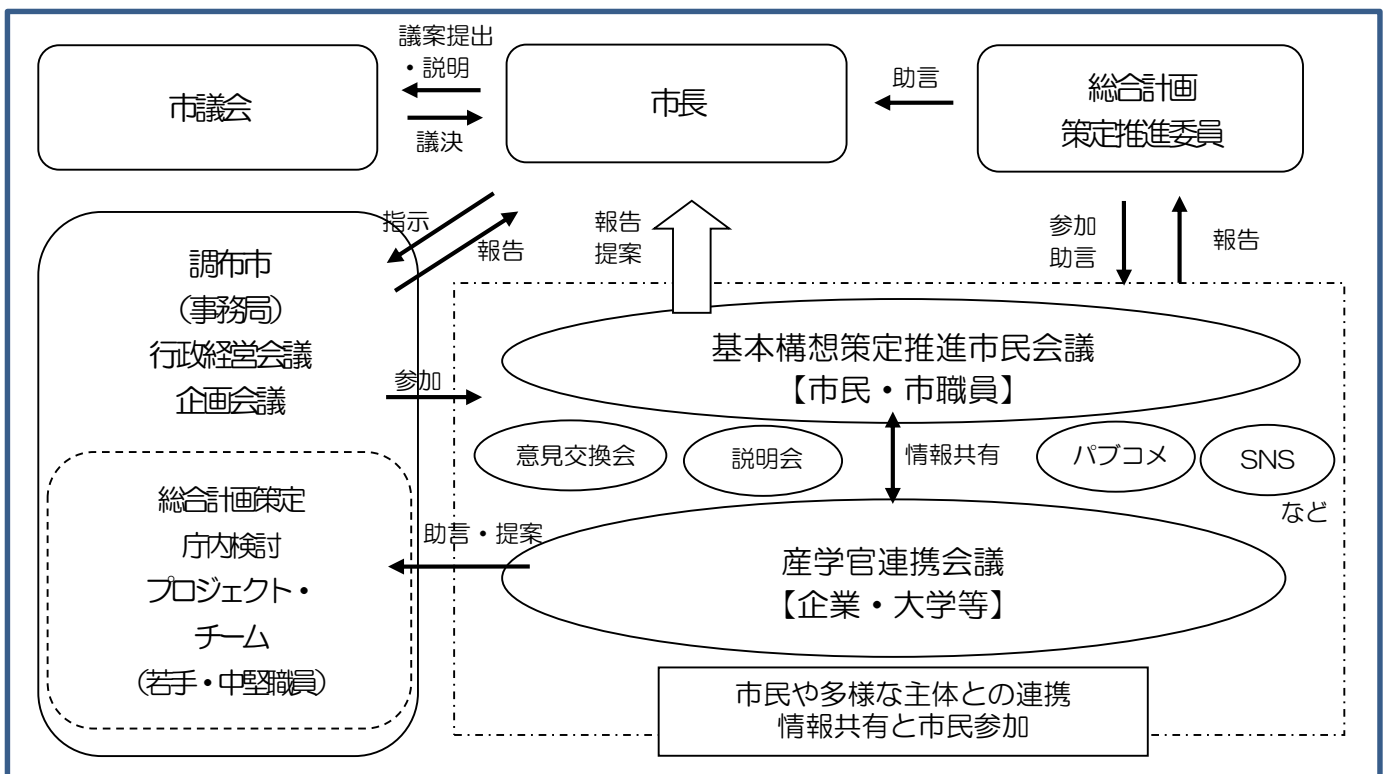


「この地形図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）4都市基交著第135号、4都市基交測第207号」

資料編

- ◆総合計画の策定体制
- ◆総合計画策定の経緯
- ◆基本計画事業数及び事業費
- ◆基本計画事業費一覧
- ◆「まちづくり指標」の考え方と一覧
- ◆調布市基本計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係
- ◆調布市基本計画とSDGsとの関係
- ◆主な個別計画一覧
- ◆公共建築物維持保全工事等一覧

総合計画の策定体制



総合計画策定推進委員

○目的

基本構想及び基本計画の策定、推進について助言する。

○委員（50音順）

氏名	分野	所属等
奥 真美	環境法・行政法	東京都立大学都市環境学部 都市政策科学科教授
岸井 隆幸	都市工学・土木	政策研究大学院大学 客員教授
小林 良二	社会福祉運営論	東京都立大学 名誉教授 東洋大学福祉社会開発研究センター 客員研究員
澤野 由紀子	生涯学習・比較教育学	聖心女子大学 文学部教授
椿 美智子	統計科学	東京理科大学 経営学部教授
村井 仁	行政全般	前長野県知事

調布市基本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国・開発途上国を問わず、公共・民間各層のあらゆる関係者が連携しながら、世界全体の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととされており、多くの国でSDGsの達成に向けた取組が行われています。

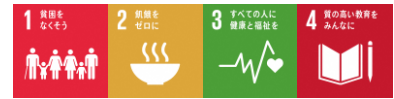
特に、17の目標の中には、ゴール11として「住み続けられるまちづくりを」（Goal11. Sustainable cities and communities）という目標が掲げられており、この目標をはじめ、他の16の目標の達成に向けて、公共・民間各層の一つである自治体の果たすべき役割が重要であることも示されています。

日本では、2016（平成28）年12月にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

さらに、自治体においてSDGsの推進に取り組むことにより、経済・社会・環境の三側面からの統合的な取組などを通じた地域の一層の活性化が図られ、地方創生につながるとして、2018（平成30）年6月に示された国の地方創生の基本方針である「まち・ひと・しごと創生基本方針」の中にもSDGs達成のための取組が位置付けられました。



調布市基本計画(分野別計画)に位置付けた30施策とSDGsの17の目標との関係



基本目標1 安全に安心して住み続けられるために	施策01 災害に強いまちづくり	●			
	施策02 防犯対策・消費者安全対策の推進	●		●	
基本目標2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために	施策03 子ども・子育て家庭の支援	●	●	●	●
	施策04 学校教育の充実	●	●	●	●
	施策05 青少年の健全育成	●		●	●
基本目標3 みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために	施策06 共に支え合う地域福祉の推進			●	
	施策07 高齢者福祉の充実			●	●
	施策08 障害者福祉の充実			●	●
	施策09 セーフティネットによる生活支援	●	●		●
	施策10 雇用・就労の支援	●			●
	施策11 生涯を通した健康づくり		●	●	
基本目標4 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために	施策12 生涯学習のまちづくり				●
	施策13 市民スポーツの振興				
基本目標5 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために	施策14 地域コミュニティの醸成				
	施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成	●			●
	施策16 平和施策・国際交流の推進				●
基本目標6 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために	施策17 活力ある産業の推進				
	施策18 都市農業の推進		●		
	施策19 魅力ある観光の振興				
	施策20 文化芸術の振興				●
	施策21 地域ゆかりの文化の保存と継承				●
基本目標7 地域の特性を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために	施策22 良好な市街地の形成				
	施策23 地域特性を生かした都市空間の形成				
	施策24 良好な住環境づくり				
	施策25 利便性の高い交通体系の確立				
	施策26 快適な公共交通環境の整備			●	
基本目標8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために	施策27 脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進			●	
	施策28 水と緑による快適空間づくり				
	施策29 ごみの減量と適正処理				
	施策30 快適な生活環境づくり	●		●	

資料編 調布市基本計画とSDGsとの関係

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 関係する産業を	14 海の豊かさを 保とう	15 陸の豊かさも 保とう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
				●		●		●				●
											●	●
●						●					●	●
●					●	●	●				●	●
			●			●						●
					●	●						●
					●	●						●
			●		●	●					●	●
					●	●						●
			●			●					●	●
					●	●						●
			●			●						●
					●	●						●
						●					●	●
●			●		●	●					●	●
					●	●					●	●
			●	●		●		●				●
						●						●
			●			●						●
						●						●
						●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
				●		●						●
	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●
	●					●	●			●		●
	●			●		●	●		●			●
	●			●		●		●	●	●		●

※国や東京都が示すSDGsの考え方を参考に、調布市基本計画（分野別計画）に位置付けた30施策とSDGsの17の目標との関係を示したものです。今後、この基本計画の進行管理や調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略の必要な見直しを行う中で、国や他自治体のSDGsの取組を参考にしながら、必要に応じて変更する場合があります。

主な個別計画一覧

基本計画と連動する、各分野における主な個別計画は以下のとおりです。

1 安全に安心して住み続けられるために

施策名	計画名	策定等年月	計画期間			
			令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
災害に強いまちづくり	調布市国民保護計画	平成30年3月変更				
	調布市地域防災計画	令和3年4月修正				
	調布市国土強靱化地域計画	令和3年3月				
	調布市避難行動要支援者避難支援プラン(総合計画)	平成29年3月	改定			
	調布市耐震改修促進計画	平成29年3月改定	改定			
	調布市下水道地震対策に関する基本方針	平成31年3月				
	調布市下水道浸水被害軽減総合計画	令和5年1月				
	(仮称)調布市雨水管理総合計画	令和8(2026)年3月 (予定)				

2 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために

施策名	計画名	策定等年月	計画期間			
			令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
子ども・子育て家庭の支援	第2期調布っすこやかプラン(調布市子ども・子育て支援事業計画)	令和2年3月	改定			
学校教育の充実	調布市教育委員会教育目標及び調布教育委員会基本方針	令和4年12月	改定			
	調布市教育プラン	令和5年2月	改定			
	調布市教育大綱(第3期)	令和5年3月	改定			
	第2期調布市特別支援教育推進計画	令和5年2月	改定			
	調布市立学校における教育の情報化推進計画	令和5年2月	改定			
	調布市学校施設整備方針	平成31年3月	改定			

8 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

施策名	計画名	策定等年月	計画期間			
			令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
脱炭素社会へ向けた地球温暖化対策と環境保全の推進	調布市環境基本計画	令和3年3月改定(中間見直し)	改定			
	調布市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)	令和3年3月	中間見直し			
	第4次調布市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	令和3年3月	改定			
水と緑による快適空間づくり	調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画	平成26年3月				
	調布市緑の基本計画	令和3年3月改定				
	調布市公園・緑地機能再編指針	平成27年4月				
	調布市公園施設長寿命化計画	平成31年3月				
	調布市公遊園・公衆トイレ整備計画	令和2年7月				
	(仮称)調布市土砂災害警戒区域等における崖線樹林地等整備計画	令和6(2024)年3月(予定)				
ごみの減量と適正処理	調布市一般廃棄物処理基本計画	令和5年3月改定	中間見直し			
	調布市分別収集計画	令和4年6月	策定			
	(仮称)調布市災害廃棄物処理計画	令和6(2024)年3月(予定)				
快適な生活環境づくり	調布市下水道ビジョン	令和3年3月				
	調布市下水道ストックマネジメント全体計画	平成30年5月				
	調布市下水道ストックマネジメント計画	令和3年1月	改定			

9 計画を推進するために 行革プラン2023

方針	計画名	策定等年月	計画期間			
			令和5 (2023)年	令和6 (2024)年	令和7 (2025)年	令和8 (2026)年
共創のまちづくりの実践	調布市市民参加プログラム	平成16年11月				
	市民参加手続ガイドライン協働推進ガイドブック	平成22年3月				
	調布市地域情報化基本計画	平成16年3月				
行政のデジタル化推進	調布市デジタル化総合戦略	令和5年2月				
効率的な組織体制の整備	調布市事業継続計画(地震編)	平成31年3月修正				
	調布市事業継続計画(新型インフルエンザ編)	平成30年3月修正				
人材の確保・育成	調布市人材育成総合プラン(特定事業主行動計画, 障害者活躍推進計画)	令和5年3月	改定			
計画行政の推進	調布市財政の健全性維持のためのガイドライン(財政規律ガイドライン)	平成22年3月				
	調布市国保財政健全化計画	令和2年2月				
公共資産の有効活用・最適化	調布市公共施設等総合管理計画	平成29年3月				
	調布市公共施設見直し方針	平成31年3月				
	調布市公共施設マネジメント計画	令和5年2月				